

令和5年第2回枝幸町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

		令和5年6月27日（火曜日）	午前10時00分開会
第1		会議録署名議員の指名	
第2		会期の決定	
第3		諸報告	
第4		行政報告・教育行政報告	
第5		一般質問	
第6	同意第2号	人権擁護委員の候補者の推薦について	
第7	陳情第3号	国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延長・見直しを求める陳情書	
第8	意見案第1号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書	
第9	議案第44号	枝幸町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について	
第10	議案第45号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	
第11	議案第46号	枝幸町自治功労者表彰条例の一部を改正する条例について	
第12	議案第47号	枝幸町合葬墓条例について	
第13	議案第48号	令和5年度枝幸町一般会計補正予算について	
第14	議案第49号	令和5年度枝幸町簡易水道事業特別会計補正予算について	
第15	議案第50号	令和5年度枝幸町水道事業会計補正予算について	
第16	議案第51号	令和5年度枝幸町下水道事業会計補正予算について	
第17	報告第3号	令和4年度オホーツク枝幸株式会社の経営状況について	
第18	報告第4号	令和4年度枝幸町一般会計繰越明許費繰越計算書について	
第19	報告第5号	令和4年度枝幸町下水道事業会計予算繰越計算書について	
第20	報告第6号	寄附採納について	
第21		閉会中の継続審査の申し出等について（所管事務調査）	

○出席議員（11名）

議長	12番	小原 仁 君	副議長	11番	秋川 祥雄 君
	1番	岩谷 隆行 君		2番	渡辺 明德 君
	3番	清水 顕志 君		4番	徳保 喜幸 君
	5番	野口 洋郎 君		6番	小林 正浩 君
	8番	遠山 修 君		9番	田口 修三 君
	10番	村上 守義 君			

○欠席議員（1名）

7番	石川 勝 君
----	--------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	村上守	継君	副町長	今井靖雄	君
教	育	長	小川俊輝	代表監査委員	柳原貞夫	君
総	務	課	長	神尾尚人	君	総務課参事
企	画	課	長	中川一広	君	企画課参事
財	政	課	長	深井信	君	税務課長
情	報	課	長	荒関健	君	町民課長
町	民	課	参	事	三浦淳史	君
保	健	福	祉	課	参	事
米	津	功	司	君	保健福祉課参事	宇佐美貴広
農	林	課	課	長	高瀬孝弘	君
観	光	課	長	脇本勝幸	君	観光課参事
建	設	課	長	平谷昌仁	君	水道課長
会	計	課	長	小林みゆき	君	学校教育課長
社	会	教	育	課	長	佐藤美智代
国	保	病	院	事	務	局
柳						辰哉君
歌	登	支	所	長	高安藤	寛君

○本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 桔梗智明君 議会事務局主幹 岡橋明美君

(午前10時00分)

◎開会・開議宣言

○議長（小原 仁君）

皆様おはようございます。

6月に入りまして、枝幸も過ごしやすい気候となっております。また、6月より音標沖にてホタテ漁の本操業が始まっております。計画水揚量3万3,000tの達成を目指しております。安全操業に努めていただいて、目標達成をしていただきたいというふうに思います。

また、枝幸かにまつりが4年ぶりに開催をされます。コロナ前の前並みの入場者にご来場いただきたいと願っております。賑やかで楽しいかにまつりになればなというふうに思います。

新型コロナウイルス感染の第9波が始まったという報道もあります。最低限の感染症対策をとっていただければというふうに思います。今年も気候長期予報では、高温大雨の予報が出されております。それぞれが対応策をとっていただきたいというふうに思います。

本定例会も、自席のパーテーションを撤去しておりますが、最低限の感染対策として、マスクの着用をお願いするところであります。

今月より、クールビズ期間に入っておりますので、ネクタイの未着用の許可を行っております。

また、議場内皆さん大変暑いということでございますので、上着を脱いでの会議を許したいと思っております。

それでは、これより令和5年第2回枝幸町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

出欠の状況についてご報告を申し上げます。

欠席のあった議員は、7番石川勝議員が入院療養中のため欠席する旨の通告がありました。ただいまの出席議員は11名、定足数に達しますので、会議は成立をいたします。

それでは、議事日程に従いまして、本日の会議をとり進めさせていただきます。

(開会 午前10時04分)

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小原 仁君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

8番遠山修議員、9番田口修三議員。両名に本日の署名議員の指名をいたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小原 仁君） 日程第2 会期の決定についてをお諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会において協議し、本日から28日までの2日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（小原 仁君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から28日までの2日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸報告

○議長（小原 仁君） 日程第3 諸報告に移らせていただきます。

議会の諸報告でございますが、それぞれ皆さんのお手元に配付しておりますとおり、3月8日開会の第1回定例会以降の会議等についての内容でございますので、主なものだけを報告させていただきます。

まちづくり等調査特別委員会は、3月10日に開催し、コミュニティバス運行内容の見直しについて調査を行っております。議会改革特別委員会は、4月27日に本委員会、5月17日には幹事会を開催し、議員活動の内容の町民への周知や議員の担い手確保に向けた取り組みなど、今後の取り組み事項について協議を行っております。

5月15日には、宗谷管内町村議会議長会定期総会が稚内で開催され、私と事務局長が出席してまいりました。本総会において、町村議会議長会の役員改選が行われ、会長には、利尻町議会の藤井議長、そして副会長には礼文町議会の笹山議長と私の2名が選出されました。今後、副会長として議長会の活動に精力的に参加しながら、議員活動の活性化に努めてまいる所存であります。

議会全員協議会は5月17日に開催され、物価高騰緊急経済対策について、町側から説明を受けております。

5月26日開会の令和5年第2回臨時会では、条例や各会計補正予算の専決処分の承認について、工事請負契約および公有財産の取得について審議を行いいずれも承認、可決しております。

5月29日は、宗谷管内町村議会議員研修会が幌延町で開催され、元全国都道府県議会議長会事務局次長の鶴沼信二氏の講師のもと、地方議会議員の役割と議員の職務活動のあり方について講演を受けております。

総務文教常任委員会は6月12日に開催し、図書館改修事業について現地視察を行いながら、所管事務調査を行っております。

産業厚生常任委員会は6月13日に開催し、合葬墓建設事業、児童福祉施設複合化改修事業など6件の所管事務調査を行っております。

議会広報委員、議会広報特別委員会は、4月7日に第1回定例会を内容とした編集作業を行い、議会だより64号を発行しております。また、6月22日には、本定例会を内容とした議会だよりの発行に向けた作業が行われております。

議会運営委員会は6月22日に開催し、本定例会の議事運営の審議などについて協議をしております。最後に6月15日に北海道町村議会議長会総会が札幌で開催され、私と事務局長が出席してまいりました。

各地区議長会から提出の議案は14件であり、宗谷からはトラック運転手の労働時間規制強化に係る2024年問題への対策についてを提言し、また15件の大会決議を採択し、総会を終えたところであります。なお、私が北海道町村議長会の会計幹事に選出されたので、会の運営並びに会計処理の適正化に努めてまいる所存であります。

以上、簡単ではありますが、議会の事務報告とさせていただきます。

◎日程第4 行政報告・教育行政報告

○議長（小原 仁君） 日程第4 行政報告を行います。

村上町長。

（町長村上守継君 登壇）

○町長（村上守継君） おはようございます。

本日は、令和5年第2回枝幸町議会定例会の開催をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会につきましては、同意案件が1件、単行議案が2件、条例案件が2件、補正予算に関する議案が4件、報告事項4件をご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

3月8日に開会されました令和5年第1回定例会以降の諸行事につきましては、お手元の報告書をお目通し願うことをご了承いただき、主な事項についてご報告いたします。

初めに、当町における新型コロナウイルス感染症への対応についてご報告いたします。町内外において、イベントや会議等がコロナ前のように開催されるようになりましたが、新型コロナの感染者は、依然として町内でも断続的に発生しております。

法律上の位置づけが5類に変更された5月8日からの当町の対応は、先月開催の第2回臨時会でご報告いたしました。役場庁舎などのアクリル板や消毒液の設置を、当面の間、継続することとしております。

国保病院においては、発熱外来を9月まで継続しますが、コロナ検査については自己負担となります。また、入院患者との面会は、当面は完全予約制で、平日ご家族のみ、午前1組・午後1組、面会時間は15分以内とさせていただきます。

町民の皆様には、感染を広げないためにも、発熱等の症状がありましたら、発熱外来の受診について、午前中に連絡いただき、指定する時間にお越しいただくようお願いしております。

次に、認定こども園の開設について、ご報告いたします。

去る4月15日に園舎の落成式を、三好 雅北海道議会議員を初め、約50名のご来賓の出席を賜り、滞りなく執り行うことができました。

園舎は、町の町産トドマツを中心に、地産材を豊富に使用した大型公共施設であり、このたび、宗谷管内で初めて、北海道ウッドビルディングに登録されました。

北海道ウッドビルディングとは、道産木材を使用した建築物の魅力を発信し、木造化・木質化を推進することで、道産木材の利用拡大を図るものとされております。

この新しい環境のもと、子供たちが元気に遊び、日々の体験や経験を通して、多くのことを学んでいく中で、生涯にわたる生きる力を育てていけるものと大いに期待しております。

次に、花いっぱい道おもてなしプロジェクト町道常磐町線の花壇植栽について、ご報告いたします。

この花壇植栽は、沿道における良好な生活環境の保全を目的に、住民が参加するまちづくりとして、昨年度より実施しております。

今年度は、去る6月2日から15日の日程で、町内の各団体や認定こども園5歳児の皆さんなど、11団体、延べにして170の方が幅広く参加され、約3千株の花で、道路沿線に季節の彩りを添えることができました。

今後も、地域住民皆さんのアイデアや協力により、親しみを持てる花壇の整備や活用を継続し、花いっぱい道をもてなしプロジェクトを進めていきたいと考えております。また、日頃より環境美化活動を行っていただいている皆さんに対しましても、この場をお借りして感謝申し上げます。

次に、原油価格・物価高騰対策についてご報告いたします。

ウクライナ情勢等に伴う原油・原材料、物価の高騰が続き、国民の生活環境が厳しさを増していたことから、国は昨年9月、地域の実情に合わせた対策を実施するため、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を創設いたしました。

当町では、この交付金を活用し、原油価格や物価等の高騰に対応するため、子育て世帯や非課税世帯への支援など、各種対策を実施してまいりました。また、本年3月に国が決定した物価高克服に向けた追加策に対応する事業につきましては、本定例会に提出の補正予算に所要額を計上しており、これら国の経済対策等に応じる形で、当町の緊急経済対策として、生活者や地域経済への支援を実施することとしております。

なお、現段階で今後の経営状況が見通せない酪農業への支援などは、国・道の対策の状況を把握したうえで、改めて実施する予定であります。

最後に、叙勲関係について、ご報告いたします。

4月29日付で発令された春の叙勲において、当町から2名の方が、その功績を認められ、栄えある受章となりました。

自治功労関係では、小田桐信守氏が旭日双光章を授与されておられます。

平成3年5月に議員に当選され、以来、令和4年4月まで8期30年余の長きにわたり、その豊富な経験と卓抜な識見により、町の発展と地方自治の振興に多大な貢献をされた功績によるものであります。

消防功労関係では、森山博章氏が、瑞宝単光章を授与されておられます。

昭和50年6月に消防団に入団以来、分団長及び副団長を経て、45年余の長きにわたり、地域住民の生命や財産を火災から守り、消防力の充実強化、火災予防の住民啓発にご尽力された功績によるものであります。

お二人の輝かしい栄誉を心からお祝い申し上げます。

以上、申し上げます、行政報告といたします。

○議長（小原 仁君） 以上で、町長の行政報告が終わりました。

引き続き、教育行政報告を行います。

小川教育長。

（教育長小川俊輝君 登壇）

○教育長（小川俊輝君） おはようございます。

私から、去る3月8日に開会されました第1回定例会以降の教育行政の中から、主な点について報告をいたしますが、諸行事につきましては、お手元の報告書にお目通し願います。

はじめに、新型コロナウイルス感染症への学校の対応については、5月8日から5類感染症に移行され、学校の感染対策も平時と感染症流行時に分けて対応することとなりました。

平時は、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気などによる対応となり、感染症流行時には、平時の対応に加えて、マスクの着用を促すことや、身体的距離の確保、大声を出す場面など、感染リスクが高い活動を控える対応を行うこととなります。

今後は、学校内での感染状況に留意し、感染拡大が見込まれる場合は、必要に応じて学級閉鎖や学校閉鎖などの対応を臨機応変に行ってまいります。

次に、学校の運動会・体育祭については、枝幸南中学校など、5月下旬から順次実施されております。

今年、なかなか天候に恵まれず、順延や体育館での開催を余儀なくされましたが、子供たちは日頃の練習の成果を発揮し、無事に終了しております。

次に、5月10日に中央コミュニティセンターにおいて、はまなす大学入学式を開催し、昨年度より6名多い50名の方が入学されました。

教養や健康、研修旅行など、年間12回の定期講座と特別講座を用意し、写真や水墨画など3つのクラブ活動が予定されております。

入学式に引き続き、1回目の定期講座では、枝幸町のごみリサイクルについて講話を受け、終了しております。

次に、5月31日、中央コミュニティセンター前の駐車場で、朝のラジオ体操会が始まり、初日は75名の参加者がありました。

この朝のラジオ体操会は、昭和39年にスタートし、今年で59年を迎える恒例の事業となっております。

本事業では、ラジオ体操愛好会のご協力により、幼児から高齢者まで多くの町民の皆さんが、清々しい1日のスタートを切っております。

町民の健康や体力づくりはもとより、世代間の交流促進、そして子供たちの望ましい生活習慣の定着を図るために、今後も継続して実施してまいりたいと考えております。

最後に、枝幸町立図書館の改修については、暖房設備更新及び窓や壁、天井等の修理、さらに耐震化された書架に入れ替える工事を行います。そのため、7月18日から10月中旬まで休館となります。

休館中は、書籍の移動などの準備が整いましたら、中央コミセンの一室で、雑誌、新刊書などに限定されますが、臨時開館する予定です。

また、児童書については、移動図書館バスおおぞら号を開放し、貸し出しする予定です。

町民の皆様には大変ご不便をおかけすることとなりますが、臨時開館の詳細については、随時、EOSや、町ホームページ、図書館のインスタグラムで周知してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、申し上げます、教育行政報告といたします。

○議長（小原 仁君） 以上で、教育長の行政報告が終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（小原 仁君） 日程第5 一般質問を行います。

通告は5名から7問であります。

1問1答方式で行います。

質問する議員は、質問の大項目ごとに、最初の質問は、登壇の上発言していただき、再質問以降は、自席から発言していただきます。

理事者側の答弁も同様をお願いいたします。

なお、再質問等の回数制限は設けませんが、1人あたりの持ち時間は、答弁時間を含めて1時間以内といたします。

それでは、受理順番に従い発言を許します。

3番清水顕志議員の質問を許します。

はい、3番清水議員。

（3番清水顕志君 登壇）

○3番（清水顕志君） 通告に従い、質問します。

自主防災組織について。

この度、北海道防災会議では、東日本大震災を踏まえ、法律に基づき、宗谷岬から宗谷岬までオホーツク海沿岸の津波浸水想定区域を設定、令和5年2月20日に浸水の範囲や深さを市町村ごとに詳しく地図で公表しました。

オホーツク海沿岸の津波浸水想定については、日本海溝・千島海溝のほか、網走沖や紋別沖などを震源とする地震によるマグニチュード7から9クラスを想定したときに、枝幸町全域の最大津波高は9.2m、最大津波到達時間は35分と発表されています。

枝幸町の海岸線の長さは約60キロもあり、道内屈指の長さになっており、沿岸に暮らしている住民に不安と戸惑いが広がっています。

もちろん、自然災害は地震・津波だけではなく、豪雨による河川の氾濫や土砂災害、高潮、暴風雪、山火事などもあり、災害はいつ起こるかわかりません。1人でも多くの命が助かるために、備えるべきことは何かと考えさせられます。

町長は、町民の生命と財産を守ると日頃から強い信念をお持ちです。私達議員も根幹の思いは同じです。このため、災害を理解して被害を予測し、対策をとって被害を軽減する減災への取組が重要です。

町民と行政が一体となって、災害に強いまちづくりを構築するためには、自助、共助、公助の連携がとても重要になります。そして、住民の不安と戸惑いを少しでも緩和するために、行政の役割が非常に重要だと思います。

以上のことから、災害に強いまちづくりを構築するにあたって、後ほどの一般質問を含め、3点について質問したいと思います。

まず、1点目について質問します。

自助として、町民1人が、町民ひとり1人が常に災害に備えることを前提としながら、最初は共助の観点から、自主防災組織について質問します。

町民の方々は、自主防災組織とは何か、と思っている方もいると思いますが、大規模な災害が発生した際、地域住民が的確に行動し、被害を最小限に止めるため、日頃から地域内の安全点検や住民への防災意識の普及・啓発、防災訓練の実施など、災害に対する備えを行い、実際に災害が発生した際には、災害情報の収集住民への迅速な伝達。出火防止と初期消火・避難誘導、被災住民の救出・救護、給食・給水があり、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという意識に基づき、自主的に結成する防災組織であり、その多くは、自治会・町内会単位で組織されています。

つきましては、現在の枝幸町内における自主防災組織の設立状況を教えていただくことと合わせまして、枝幸町内全ての自治会・町内会が、自主防災組織を設立してもらうための町が行うべき役割と、今後の方向性について、町長のお考えを伺います。

○議長（小原 仁君） 答弁を求めます。

町長。

（町長村上守継君 登壇）

○町長（村上守継君） 清水議員のご質問にお答えします。

自主防災組織は、議員のご質問にあるように、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという意識に基づき自主的に結成し、日頃から、また、災害発生時にも自発的な防災活動を行う組織であり、主に、自治会・町内会などの規模で、地域に住んでいる住民により設置し、運営するものであります。

現在、当町には 34 の自治会・町内会がありますが、そのうち 9 つの自治会などで合同を含む 7 組織が設置されており、歌登地区では、定期的な防災訓練などの取り組みが行われております。

このように、住民の皆さんが自主的に防災に取り組んでいただくことは、大きな災害発生の際などに住民からの支援が遅れる場合があったとしても、間違っただけです。すいません、間違えました。行政からの支援が遅れる場合があったとしても、共助の観点から大変心強いものがあります。

災害対策基本法では、市町村の責務として、自主防災組織の充実を図るよう努めなければならないと規定しております。

数年前、平成 30 年 3 月には、自治会・町内会長が集まる会議において、自主防災組織の立ち上げについて担当課から依頼をしておりますが、その後、令和元年に歌登地区 1 町内会で設置され、現在に至っております。

町としましては、設置されていない地区住民の皆さんが、組織化に向けて意識を持っていただけるよう、今後も、先ほど述べたような会議の場などにおいて情報提供を行い、また、既に設置・運営されているところから相談があれば、可能な限り支援をしてみたいと考えております。

以上、答弁とします。

○議長（小原 仁君） 町長の答弁が終わりました。

再質問があれば許します。

3 番清水議員。

○3 番（清水顕志君） 3 番清水です。

この度の一般質問はですね、災害に強いまちづくりということで、必要とされる 2 問の提案と 1 問の要望という形で質問させていただきます。

今の自主防災組織についてですが、北海道の自主防災組織率は、全国から比べましても低いと思いますが、その中でも、宗谷管内の組織率は特に低くなっております。

先ほど、町長の答弁にもありましたとおり、枝幸町では合同を含む 7 組織しか設置されておられません。

私も確認させてもらいましたが、枝幸町地域防災計画では、自主防災組織の育成等に関する計画、地域住民との連携による災害時の円滑な応急活動実施のため、自治会・町内会等の組織を生かした自主防災組織づくりと育成を早急に推進し、その活動の充実強化を図るとあります。

しかしながら、自主防災組織に設立においてはですね、行政の強制力は発生しません。

しかし、行政がですね、主導となる、なってですね、サポートをしてあげなければですね、設置運営はですね、いつまでたっても不可能だと思います。

甚大な災害が起こった場合、これから行うと思われる防災訓練、地域にとってですね、大変重要な組織だと私は思います。

行政側からですね、自主防災組織の意義を強調し、地域の実情に応じた組織の育成を指導していただけるよう提案しですね、質問を終わらせていただきます。

以上、答弁は要りません。

○議長（小原 仁君） それでは、引き続き、清水議員の 2 番目の質問を許します。

3 番清水議員。

（3 番清水顕志君 登壇）

○3番（清水顕志君） 3番清水です。

通告に従い、質問します。

防災マネージャー括弧防災監の人材登用について。

2点目について質問いたします。

災害に強いまちづくりを構築するためには、自助、共助、公助の連携がとても重要になることは、1点目の質問において述べておりますが、次は公助の観点から、行政の役割にあたる防災減災のスペシャリストであります防災マネージャー括弧防災監の人材登用について質問します。

以下、ここでは防災マネージャーと述べさせていただきます。

事前に言うておきますが、決して今の総務課の体制が悪いと批判しているわけではありませんので、ご了承ください。

まず、町長や職員の方々のご存知のことと思いますが、防災マネージャーとは、内閣府の実施する防災スペシャリスト養成研修や、防衛省の実施する防災管理教育など、防災に関する必要な研修等を受講したものをいいます。

近年、宗谷管内では、稚内・利尻・礼文・豊富・花、浜頓別の5市町でこの防災マネージャーを採用しています。

それだけ、各地域で防災マネージャーの持つ豊富な災害に対するノウハウが、いざという時の効果的な災害対応体制の維持・向上を図るために必要とされているからだと思えます。

災害で、もし町民のライフラインが損害を受け甚大な被害が発生した場合、防災、防災マネージャーは、人的ネットワークを活かした自衛隊等と調整が可能です。また、災害対処の実務能力が非常に高いため初期対応力が早く、危機管理に関する優れた経験・知識・技能を有していることから、安心安全を確保するための即戦力として町民の方々にお役に立てると思えます。

また、先日の定例会で同僚議員が質問しました枝幸町地域防災計画の改定をはじめ、防災避難行動計画の策定、令和4年度に追加指定された地震防災対策推進地域における津波避難対策緊急事業計画の策定、更には、事前復興計画の研究などを行うにあたっては、とても必要な人材だと私は思えます。

このことから、私は、枝幸町の地域防災力強化のために防災マネージャーの採用が必要と考えますが、町長のお考えを伺います。

○議長（小原 仁君） 答弁を求めます。

町長。

（町長村上守継君 登壇）

○町長（村上守継君） 清水議員のご質問にお答えします。

近年の異常気象などによる暴風雨や豪雪、地震・津波による被害、また、長時間の停電など様々な災害がある中で、各市町村では防災対策や災害発生後の対応などに専門的知見を有する人材の確保が重要となっております。

このため、地域防災マネージャー制度により内閣府が防災の専門性を有する人材として能力を証明した退職自衛官などを防災監として採用する自治体が増えてきており、議員のご質問にもあるように、宗谷管内では5つの市と町で採用されております。

当町では、総務課交通防災係が防災に関する業務を担当しており、平常時は、防災対策や啓発、計画策定など事務事業の実施、また、気象警報が発表された場合に、災害対

策本部の設置を判断するまでは、情報収集や他部署にパトロールを依頼するなど、各種の対応にあたっております。

なお、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、必要に応じ、私が本部長として災害対策本部を設置し、町職員全体で必要な人員を招集して、役割分担のもと各種の対応にあたることとしております。

仮に防災マネージャーを採用した場合は、その知見を生かして、災害発生の際には、私の指揮のもと、職員への指示や関係機関との調整など、また、平常時は、防災に関する各種計画や施策の展開にも力を発揮することが求められます。

また、当町のような小規模自治体においては、防災に関する業務のみならず、その経験を生かして、ほかの業務を担えるような人材が望ましいと思われれます。

従いまして、当町と連携している自衛隊や、関係する機関との情報交換、協議を行う中で、町の職員として活躍してもらえようような人材がいれば、今後、採用を検討したいと考えております。

以上、答弁とします。

○議長（小原 仁君） 町長の答弁が終わりました。

再質問があれば許します。

3番清水議員。

○3番（清水顕志君） 3番清水です。

枝幸町では、皆様もご存知のとおり、社会人枠で職員を募集し、採用をしております。

社会人枠ですから、専門性や特殊技能をお持ちの方が必要とされることは、私は望ましいと思います。

しかし答弁の、町長の答弁をお聞きし、私としては前向きに捉えております。

町と連携している自衛隊や関係機関との情報交換をしていただき、職員として活躍される人材が登用されることを願います。

なお、防災マネージャーの人件費につきましては、行政に携わる皆様もご存知のとおり、経費の一部、これには上限がありますが、特別交付税の交付対象になっておりますので、ぜひとも早急に検討していただけるよう提案し、質問を終わらせていただきます。

答弁は要りません。

○議長（小原 仁君） それでは、引き続き、清水議員の3番目の質問を許します。

3番清水議員。

（3番清水顕志君 登壇）

○3番（清水顕志君） 3番清水です。

通告に従い、質問します。

災害情報伝達手段の見直しについて。

3点目について質問いたします。

災害に強いまちづくりの構築における公助の公助に関して、停電時や光ケーブルの切断時に対応可能な災害情報伝達手段の多様化と未来を見据えた情報伝達基盤システムの整備について質問します。

枝幸町情報通信基盤施設については、平成21年9月に策定された枝幸町地域情報化計画によって、平成22年第1回臨時会において、その整備事業の契約締結に係る議案が可決され、同年2月に工事が着工、平成23年4月より施設の運用が開始されてます。

この事業によって、町内一円に整備された光ファイバー通信網により、予てより懸案となっていた高速インターネット接続サーバーの提供並びに、テレビ放送の難視聴区域の解消及びテレビのデジタル化といった地域住民生活や経済活動に直結する様々な地域課題が一気に解消され、現在に至るまで地域の重要な社会インフラの一つであると認識しています。

また、施設の有効利用の一環として、防災情報、行政情報、議会中継、地域コミュニティ情報など、施設の特性を生かした地域住民の情報配信手段として地域活性化に重要な役割を果たしております。

しかしながら、停電時、括弧ブラックアウトや暴風雪時における光ファイバーケーブルの切断時による通信障害や放送事故など、システム上の欠点や課題が浮き彫りになったままの状況にあります。

よって、こういった状況を踏まえ、災害情報伝達手段の見直しについて早急に検討する必要がありますが、町長のお考えを伺います。

○議長（小原 仁君） 答弁を求めます。

町長。

（町長村上守継君 登壇）

○町長（村上守継君） 清水議員のご質問にお答えします。

枝幸町情報通信基盤施設については、平成23年4月の運用開始以来、高速インターネット接続、一般放送の再送信のほか、町独自の情報配信を行うデータ放送を含む自主制作番組放送、音声告知放送など、多岐にわたるサービス提供を継続的に行っております。しかし、近年においては、長時間に及ぶ大停電や暴風雪による光ファイバーケーブルの断線が発生するなど、本施設の整備計画時には想定していなかった状況を踏まえ、特に停電時の災害情報伝達手段の見直しを含めた検討を担当レベルで進めているところであります。

今後は、これまで以上に迅速かつ確かな情報伝達に向けて、平時の備え、発生、発災直後、復旧段階等、災害の各フェーズに行うべき情報伝達手段の課題を整理し、より安心・安全なまちづくりの推進に努めてまいります。

以上、答弁とします。

○議長（小原 仁君） 町長の答弁が終わりました。

再質問があれば許します。

3番清水議員。

○3番（清水顕志君） 3番清水です。

私の調査によるとですね、長時間の停電時や、光ケーブルの断線時、影響を受ける情報通信手段は、音声告知放送、消防サイレン、消防庁全国瞬時警報システムJアラートの伝達、EOSチャンネルが対象となります。

そこで何点かについて、確認したいことがありますので、質問させていただきます。

これはとても重大で、町民や議員、職員に誤解招かざる質問ですので、慎重にお答えをお願いいたします。

まず、質問事項1、災害によって、停電時や、光ファイバーケーブル網の断線などにより、通信が途絶した場合、特に国民保護情報等の緊急情報伝達にどのような影響を受けますか。

○議長（小原 仁君） 答弁を求めます。

情報課長。

○情報課長（荒関 健君） ご質問にお答えいたします。

今、何点か、災害情報、伝達手段挙げていただいたんですが、枝幸町が保有する主な災害情報伝達手段につきましては、防災計画につきましては消防のサイレンと、平成2年に策定されました枝幸町強靱化計画につきましては、個別の音声告知放送を用いて伝達するというようにしております。

その二つを、主な二つということでご認識いただきたいんですが、その二つを用いまして、緊急情報の伝達をするということをご前提といたしまして、まず、ご質問の停電や断線時につきましては、消防のサイレンに関しましては、予備電源を備えておりますので、一定時間は放送する鳴らすことがっていうことになっております。

断線した場合は、断線の、断線箇所から下というか下流の方につきましては、残念ながら通信は途絶するという構造になっております。

次に、個別の音声告知放送端末のシステムに関してなんですが、主に周知の事実かとは思われますけども、予備電源、こちらの方備えておりませんので、停電になった場合は、音声をお届けすることができません。

また、断線のときも、サイレンと同じく切断箇所より下は、下流の方はお届けすることができないというのが現状となっております。

以上でございます。

○議長（小原 仁君） よろしいですか。

はい、3番清水議員。

○3番（清水顕志君） 3番清水です。

えーとですね、私もですね。いくつかの事項をですね、あらゆる角度から調査させていただきました。

まず、音声告知放送と消防サイレン。

課長の答弁の通り、停電時は音声告知放送の使用は商用電源を要するため不可になり、光ケーブル断線時も不可になります。

また、枝幸町内に23基ある消防サイレン等は、災害時で長時間に及ぶ大停電が発生した場合等に付属されている非常用電源が作動するようになってはいますが、長時間の停電時に給電が可能という保証はありません。

また、光ケーブル断線箇所から下流については、通信が途絶するため、機能停止します。

さらに、直近のですね、ちょっと停電時間調べてみました。

胆振東部地震における枝幸町の停電時間は、43時間54分。また、昨年12月の暴風雪における枝幸町南部の停電時間は、地区ごとに違いますが、一番長い地区で合計60時間15分となっております。

また、昨年12月の暴風雪において、光ファイバーの断線が、2月15日に行われました常任委員会の報告で177件に上っております。

長時間の停電時や光ケーブル断線時には、残念ながらことに音声告知放送と消防サイレンでの、一部町民に対しての緊急情報はお知らせすることができません。

また、消防サイレンにより、よる消防団員の招集は、その地域によりますが、お知らせをすることができません。

続きまして、Jアラート、Jアラートはですね、

○議長（小原 仁君）清水議員、質問内容を整理して質問してください。

質問内容を整理してどういふことを質問したいのか、そういう、あの状況説明はいいですから、行政側に何を質問したいのか、それをはっきり言っていただきたい。

○3番（清水顕志君）わかりました。

いろいろ僕もあらゆる角度からちょっと調べてみたんですが、こういう不備がある場合があります。そして、ちょっと2問目になりますが、質問してもよろしいでしょうか？

続きましてですね、質問事項2番目としまして、主たるの情報伝達手段が機能しない場合、代替の災害情報伝達手段を準備、または検討されておりますか。

○議長（小原 仁君）総務課長。

○総務課長（神尾尚人君）清水議員のご質問にお答えします。

先ほどの停電ですとか、断線ですとか、そ、そういうときの代替の情報伝達手段という質問だと思われましても、現状では、広報車両による巡回というのが考えられますけれども、ただ、あの去年の12月のように、悪天候の場合は、あの車両も出せないということもあります。

そういう場合には、そのときに枝幸南部であった停電の時も活用しましたが、自治会・町内会の役員さんを通してですね、そういう、何て言うのですかね、そういう支援が必要な方との連絡を取りながら、対応してつていうこともありました。

あと考えられるのは、町内全域の場合ですけれども、携帯電話に対してのみですけども、緊急速報メール、ドコモでエリアメールつていうのもありますけれども、そういうのも使いながらですね、いろいろ組み合わせながら、対応していければと思っております。

以上です。

○議長（小原 仁君）はい、3番清水議員。

○3番（清水顕志君）3番清水です。

先ほどですね、質問事項の1のですね、結果を踏まえてですね、この設備、これ単独機器では完璧な情報手段というのはですね、ないということなんです。

それで、現在の未整備となっている緊急情報伝達システムについてはですね、私の調べになりますが、近年ですね、総務省消防庁ではですね、デジタル防災無線システムを推奨しております。

私が調査した結果、全国の75%の自治体でですね、デジタル防災無線システムが整備され、北海道では78.8%と非常に高くなっております。

宗谷管内では、猿払村、浜頓別町、中頓別町がデジタル防災無線に移行していますが、猿払村に関しては、枝幸と同じ情報通信基盤システム利用していましたが、大停電がですね、複数回発生しており、一部不備が発生したため変更したと聞いております。

また、あの、消防庁防、防災情報室では、災害情報伝達手段の整備等に関する手引き、こちらですね、総務省および消防庁ではですね、戸別受信機等の配備促進を強く図っております。

各自自治体においては、地域の実情を踏まえつつ、導入及び効果的な配備を検討していくことが望ましいとなっております。

課長の答弁でもありましたとおりですね、複数の伝達手段をですね、組み合わせていくつていうことは、私も賛同いたします。

続きまして、もう1問質問させてもらってもよろしいでしょうか。

○議長（小原 仁君）今の、今のこの項目点、答弁要りませんか。

○3番（清水顕志君）要りません。

○議長（小原 仁君）いいですか。はい、どうぞ。

○3番（清水顕志君）続きましてですね、質問事項3番目になります。

今の現行システムの更新、更新の時期を迎えていると思いますが、現行システムの利用可能年限及びソフトウェアの保守契約は、いつまでと見込まれていますでしょうか。お願いします。

○議長（小原 仁君）答弁をお願いします。

はい、情報課長。

○情報課長（荒関 健君）ご質問にお答えいたします。

現行システムの保守年限と申しますか、今、使われてる個別に設置してる音声告知放送端末システムのことを指していると思いますけども、現行システムの保守年限につきましては、メーカーから一昨年事前通告がございまして、平成7年の3月31日、平成じゃなく 令和7年ですね、令和7年の3月31日もちまして、システムを構成するハードウェア、ソフトウェアの保守の打ち切りのご案内があったところでございます。

町長の答弁もございましたけども、現行システムを担当レベルで代替のシステムの調査検討を行っている段階でございまして、こちらにつきましては、早期に基本方針を立てていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小原 仁君）はい、3番清水議員。

○3番（清水顕志君）3番清水です。

ありがとうございます。今お聞きになられたようにですね、保守年限の終了はですね、令和7年3月31日とお聞きしました。あと1年と数ヶ月しか時間がありません。

最後にですね、枝幸町強靱化計画に触れさせてもらってもよろしいでしょうか？

○議長（小原 仁君）はい、どうぞ。

○3番（清水顕志君）枝幸町強靱化計画、基本的な考え方の目標にですね、大規模自然災害から町民の生命と財産、町民の生命、財産と枝幸町の社会経済システムを守るとあり、その中で枝幸町における主な自然災害リスク、豪雨災害、暴風雪災害、また、想定しなければならない大規模災害では、地震災害、津波災害を挙げております。

そして、リスクシナリオ、ここ重要です。

起きてはならない最悪の事態ということで強靱化計画に載ってるんですね。

この中では、設定ではですね、1. 人命の保護の中に、情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大と、強靱化計画の中にもですね、しっかりとうたっております。

以上の課長の答弁やですね、私の調査事項を聞いてですね、町長はどのように思われたか、お考えをお聞かせいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（小原 仁君）町長。

○町長（村上守継君）清水議員のご質問にお答えします。

これまでの質問のやり取りの中でも状況はですね、ある程度、もうご確認できたと思うんですけども、どっちにしても、今、令和6年度末で、その情報伝達手段の最たるですね、音声告知というのはもう保守が終わってですね、更新時期を迎えているということですから、どっちにしても、そこをですね、今検討している中で、少しそこをスピードを上げてですね、少なくとも来年の予算にはですね、ある程度、どういう形でその音告に代わるものというところが考えられるのかという方向性をですね、しっかり固めた

上で、来年度予算にしっかりその整備予算をですね、計上できるように。

そこが、また方向性を固める中で、それが住民の皆さんにとってですね、やっぱり、しっかりその安心を担保できる情報伝達手段になるようにですね、私もこれから鋭意検討してまいりたいというふうに思ってますし、これは、行政が決めて、そこで一方通行で走るといふことにもなりませんから、ある面では組み立てができた段階で、それぞれ議員の皆さんももちろんですけども、各関係するですね、当然、自治会等の皆さんにも含めて、そういう面でご理解を得られたものがしっかり事業として立ち上がるんだという流れでいきたいと思ってますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小原 仁君） 3番清水議員。

○3番（清水顕志君） 3番清水です。

私もですね、以上の事項を調査させていただきですね、驚きと戸惑いがありました。

東日本大震災の教訓からですね、国や自治体が急に動き始めました。

また、北海道防災会議で、津波の高さや到達時間、浸水想定が示されている以上、枝幸町としても、何らかの対策を考えなければなりません。

自然災害を止めることはできません。しかし、被害を予測し、対策をとって軽減することは可能だと思います。

まず、枝幸町民1人残らず、全ての人に災害発生の際急情報第一報を早く知らせる、これが1ぼん、一番の重要事項です。

先ほど、町長答弁にもありましたが、長時間に及ぶ大停電や、暴風雪により、ひく、光ファイバーの断線など、本施設の整備計画時には想定していなかった。これはですね、本当に仕方ありません。

何故ならですね、平成23年3月11日に起きた東日本大震災、この大震災前にですね、既に整備計画が行われていた設備です。

私はですね、決してこのシステムをですね、非難や否定をしているわけではありません。

先ほどの調査結果によってですね、単独機器では、完璧な情報伝達手段はありませんが、課長の答弁でもありました複数の手段を有機的に組み合わせ、災害に強い総合的な情報伝達システムの構築を検討していると、お考えをお聞きしました。

また、町長答弁では、みなしを見直しを含めた検討をですね、担当レベルで進めている、また、情報伝達の課題を整理し、より安心安全なまちづくりの推進に努めていくと、お答えをいただきました。

ただ、保守契約までお時間ありません。これはですね、私が言わなくてもですね、担当課がですね、一番わかっていることだと思いますが、再構築される情報伝達手段、手段が保守年限終了までにですね間に合うことを私は信じております。

以上、情報伝達手段のですね、見直しと、再構築に向けた要望をさせていただきましたが、今後も継続して進めてさ、進めて進めて、えっあれ、進めさせていただきますね、町全体の重要な課題として、認識していただきたいと思ひます。

以上で質問を終わらせていただきます。

答弁は、結構です。

○議長（小原 仁君） それでは、清水議員の一般質問を終わります。

1時間以上経ちましたので、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（小原 仁君）休憩を解きまして、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

8 番遠山 修議員の質問を許します。

8 番遠山議員

（8 番遠山 修君 登壇）

○8 番（遠山 修君）通告に従い、質問をさせていただきます。

国保、国保病院の機能再編と今後のあり方について、町長にお伺いします。

令和 3 年度に歌登診療所、老健うたのぼりが廃止になり、枝幸国、国保病院での新たな診療がスタートして 1 年が過ぎました。

6 月 13 日の産業厚生常任委員会において、病院機能の再編について所管事務所調査が行う、行われました。

病院再編、病床削減、機能強化、療養病床に代わる受け皿施設の検討などがあり、現在 83 床、一般病床 46 床、療養病床 37 床を令和 5 年 10 月には、一般病床 60 床、療養病床 23 床に移行し、最終的には一般病床を 60 床にするとするもので、特養と渡り廊下でつなぐという計画があるようです。

当初、老健うたのぼりの受け皿は、枝幸国保病院で受け入れるはずでした。しかし社会的入院を受け皿問題は深刻化し、町外にその機能を求めるケースもあるようです。

また、2025 年問題、団塊の世代世代が 75 歳以上の後期高齢者となる社会現象や、2040 年問題、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり、高齢者人口がピークになる問題も目前に迫っています。どの段階においても、施設整備が必要になります。歌登診療所・老健の跡地利用も検討する必要があると思います。

両地区にある特別養護老人ホームの今後のあり方をどのように考えておられるのか、今後、病床削減に伴い入院適用基準が上がれば、外来対応が増加し、今でも外来の待ち時間の長さが患者様のストレスになっているように思いますが、どのように解消していかれるのか、病院機能を維持しつつ、経営の安定化を考えていくうえで町長のお考えを伺います。

○議長（小原 仁君）答弁を求めます。

はい、町長。

（町長村上守継君 登壇）

○町長（村上守継君）遠山議員のご質問にお答えします。

枝幸病院では、2 年に一度行われる診療報酬の改定ごとに、このところ長期入院を担う療養病棟の施設基準に関しまして減算措置が行われ、医業収益に大きな影響を受けております。

このため、大きな課題となっている看護部門の人員確保が難しい状況のもとで、今後の病床機能のあり方と経営的な観点から、将来に向けた持続可能な病院運営の方向性を見出すため、検討を進めてきたところであります。

枝幸病院では、看護師が今後定年退職などにより、原因が大きく見込まれる中で、夜勤者不足となることが確実な状況にある現在のまま、二つの病棟を維持することが困難となるわけでございます。

したがって、持続的な運営のためには、病棟再編と病床削減などの経営改善が避けられない状況になっております。

こうした考え方につきましては、さきに開催の産業厚生常任委員会におきまして、病棟再編による持続可能な体制づくりと、今後必要とされる病院機能の強化について病院事務局から説明させていただきました。

病棟再編に関しましては、最終的に一般病棟 60 床を目指しますが、移行段階では、現行 83 床を維持しながら、一般病棟を 46 床から 60 床に拡張、療養病棟を 37 床から 23 床に削減する方向で、今年 10 月をめどに調整しているところであります。

また、病院試案では、将来のイメージができるように、常任委員会説明資料の中で、特別養護老人ホームと渡り廊下でつなぐ図を最終形として、病院と連結した施設があれば、効果的に医療と介護が連携できることから示しておりますが、連結する施設については、今、特定しているものではありません。

次に、令和 3 年度末で介護老人、介護老健施設うたのぼりを廃止したことにより、老健施設利用者の健康状態を判断した上で、他の介護施設に移動された方もおられますが、残り全ての利用者については、枝幸病院に入院されております。

いわゆる社会的入院については、患者の医療行為の必要度、介護認定、それぞれの家庭の事情もありますので、ケースごとに適切に判断している状況ですが、在宅での対応の限界点を高める取り組みが重要であると考えております。

次に、両地区にある特別養護老人ホームの今後のあり方に関しましては、現在、令和 6 年度に向けて重点課題として位置づけ、地域包括ケアシステム検討会議における高齢者介護福祉施設の検討を踏まえた上で、町全体のまちづくり事業計画において、大きな観点から幅広く検討しなければならないと考えているところであります。

なお、今後病床が削減された場合の入院適用基準については、現状の療養病棟の入院患者は 20 名前後で推移しており、検討している 23 床を超えないことが予想されますので、入院適応基準も変わる可能性が低く、外来対応が増加することは想定しておりません。

病院での内科外来診療の待ち時間が長いとのご意見が多数ある状況を踏まえまして、定期的に内科常勤 3 名を含めて打ち合わせを行っておりますので、平準化して待ち時間の短縮が図られるよう引き続き検討を進めてまいります。

今後の安定した病院運営を行うために、少ない職員でも維持できる入院機能の準備を進め、地域の医療機関として持続可能な体制を構築し、住民の皆さんの健康を守る役割を果たしてまいりたいと思っております。

以上、答弁とします。

○議長（小原 仁君） 町長の答弁が終わりました。

再質問があれば許します。

8 番遠山議員。

○8 番（遠山 修君） 今、町長の答弁聞かせてもらって、私、決して国保病院のその中身に立ち入って、どうだという、例えば経営状況であるだとか、そういったことは、この場では言いませんけども、やっぱり自治体病院ってのは、どこの市町村見ても、大変だなというのは常に感じております。

何て言いますかね、地域の医療のニーズに応えるために重要な役割を果たしてらっしゃるのは、最もな話なんですよ。

で、その中で経営環境が厳しくなっている人口減少や高齢化、またお医者様や看護師の不足、医療の高度などが課題、まして新型コロナウイルスで、かなり経営が大変にな

った部分とプラスになった部分とあるんでしょうけども。

その中で何点かお聞きするんですけども、例えばですね、この現状の夜間業務と申しますか、おそらく病床を維持していくための夜勤業務がですね、例えば職員の確保等ができていかない状態が続けば、今、令和5年の10月目途には言ってますけども、その時期が早くなったりするという可能性はあるんですか。

○議長（小原 仁君） 病院事務局長。

○病院事務局長（柳 辰哉君） ただいまの遠山議員のご質問にお答えいたします。

当院の夜勤体制でございますが、現状では2病棟の夜勤帯につきまして、夜勤者が一般病棟担当で2名、療養病棟担当2名、時間外救急担当1名の計5名を配置している状況でございます。

今年度中につきましては、職員の数からしまして、5名配置はできますが、答弁にありましたとおり、年度末までに60歳になる職員などが多数いらっしゃいまして、大量退職を予想している状況でございます。

今後、看護師の新規採用や任期付看護師職員で夜勤のできる看護師の確保ができるかが大きな鍵となっております。

今年度につきましても、看護師については3名採用しておりますが、年度途中で辞める看護師もおります。

そういうことで今年につきましては、北海道看護協会とも普段から助言をいただいております。看護師確保の上での重要政策としまして、住宅環境の整備が一番ですよということのご意見もありますので、今年度、住宅整備も考えているところでございます。

可能性としては、医師ではなくて看護師の確保がどれだけ確保できるかというところが争点になりますが、今年度中につきましては、5名体制で現行体制を維持できるという内容でございます。

以上です。

○議長（小原 仁君） はい、8番遠山議員。

○8番（遠山 修君） あとですね、例えば、今問題となってる社会的入院の問題っていうか、療養病床そのものが、何て言うのですかね、診療点数上あまりプラスにならないっていうのは当たり前なことなのかもしれませんけども、社会的入院、特養にも入れない、その中間って言いますかね、そういう人たちが、今の状況ですと20、20数名で維持していくという先ほどの町長の答弁だったんですけども、これから、先ほど私も質問の中で言いましたけども、団塊の世代が75歳を迎えるっていう問題もありますし、当町も高齢化も進んでおります。

そういった中で、そういう受け皿的な病院のですね、老健がなくなって、町病で受け入れるといってもやっぱり数に限りがあると思うんですけども、その辺、本当にこのままの推移で、例えば今年度なり来年度なりっていうか、あの推移していくのかどうか、その辺の見込みというか、その辺をお聞きできますか。

○議長（小原 仁君） 病院事務局長。

○病院事務局長（柳 辰哉君） ただいまの遠山議員のご質問にお答えいたします。

いわゆる社会的入院というところが、ご質問でございますが、当院におきましても、やはり医療行為が一度安定しまして、本来であれば在宅での治療も可能ではある方の中にはいらっしゃいます。

ですが、独居老人で、お1人でお暮らしになっておりまして、いわゆる自分で投薬管

理ができないですとか、そういう医療行為の部分に対しまして、地域でケアができないような方もいらっしゃいます。

そういう方につきましては、施設入所を含めて当院の地域医療連携室も活用しながら施設と連携できるような形で対応していきたいと思っております。

数的には、今の療養病床 37 床ございまして、コロナ禍が終わり、落ち着きまして、今のところ 20 名前後で推移しておりますので、一定程度の部分については、今の現状のまままで対応できるというふうに考えております。

以上です。

○議長（小原 仁君）はい、8 番遠山議員。

○8 番（遠山 修君）ちょっと教えてほしいんですけどね。

実際問題は、毎回毎回、例えば定例会なり議論になると思うんですけども、病院の看護師の数っていうのは、ほぼどのぐらいいれば充足するんですか。

このぐらいい居たらいいなっていう、か、仮定でも仮想でもいいんですけどもね。

じゃないと、漠然とした看護師が足りないんだという話を聞いても、実際問題、どのぐらいいの数なのかという把握ができないんで、その辺ちょっとわかる範囲で結構ですんで、教えていただけますか。

○議長（小原 仁君）病院事務局長。

○病院事務局長（柳 辰哉君）ただいまの遠山議員のご質問にお答えいたします。

いわゆる看護師の数でございますが、今、当院におります看護師につきましては、正職員、あるいは任期付職員、パート職員含めまして全部で 54 名おります。

そのうち、今後ですね出産等で育児休業等を取得する見込みの職員が 4 名いらっしゃいまして、なかなかあの病院についてはシフトが厳しい状況になっております。

四つの部門に分けまして、いわゆる一般病棟担当、療養病棟担当、人工透析担当、それと外来部門を担当する四つの大きく部門で分けておりますが、今、今回の病棟再編につきましては、いわゆる夜勤看護師対応ができる看護師不足というところが大きな問題となっております。

月間夜勤必要人数につきましては、当院では、今 35 名ということで想定してございまして、令和 4 年度については夜勤可能職員数が 36 名、今年度については、うちの方では 35、6 名ということで、今、シフトを組んでいるところでございます。

先ほど申し上げました病棟再編につきましては、来年度以降、夜勤対応可能職員が 30 名を割るのではないかという見込みのもとで事前に準備を進めている状況でございます。

以上です。

○議長（小原 仁君）8 番遠山議員。

○8 番（遠山 修君）私もですね、実はあの家族が看護師やってるんで、できれば枝幸病院に帰って入っていただければと思うんですけども、これはもう子供の考えですから、なかなか難しいんですけども、町長、どうなんでしょう、例えば、潜在的にずっと看護師が不足するっていう問題は、この枝幸に限らず全ての町村で起きてると思うんですよね。

だから、そういう人材は町で育てるんだっていうような、もう時既に遅いのかもしれないですけども、難しい問題かもしれないですけども、そのぐらいい考えていかないと、これから先、どんどんどんどん高齢化に向かっていってですね、看護職員が足りない医療従事者が足りないという問題は日々発生してくると思うんですよ。

こういう病院の問題っていうか、毎回出てくると、やっぱり看護師が不足する。だから、自分の町でそういう人間を育てていくんだと、いろいろ枝幸は奨学金のことだとか拡充しているんでね、その辺も含めて、育てていくっていうか、枝幸で働いてもらうというような考えはございますでしょうか？

○議長（小原 仁君）町長。

○町長（村上守継君）看護師を確保するための方策ということではですね、私どもも、これまで、いろんな形で手を尽くしてやってきてますから、それがやっぱり、この年度も実を結んでるということで、更に合わせて、先ほど柳事務局長が言ってましたように、新しい住宅を建てて、その新しい住宅を建てることによって、しっかりとした、また枝幸病院の環境、医療環境っていうのがですね充実する中での医療・看護技術者の確保というところは、これまでの流れの中で、さらにまた加速しながら取り組みを進めていきたいというふうに思っているところであります。

あと、ちょっと私の方から、今の質問とちょっと離れますけども、実は、先ほどの質問の中で高齢者が増える、その中でまた大変だ大変だっていう話になるんですけども、私どもの方として、今、この年度においてはですね、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、これが今、8期がこの年度で終わるものですから、来年度以降の9期に向けてですね、新たな計画づくりに努力して進めているところでありますが、そういう中で、枝幸町のこれからの老人の人口の推移とか何とかっていうものは改めてなんですけど、皆さんちょっと感じてるかと思うんですけど、今年になってからのですね、この1月からのお亡くなりになる方の異常な多さって言いますかね、特に、そういう中で70代、あるいはまた団塊の世代の方も含めてですね、そういう方が、既に私の頭の中では15、6人は亡くなってんじゃないかなという気もいたしております。

毎月のように広報にですね、一番最終ページにお亡くなりになる方のお名前を掲載しておりますけども、本当にこの年が明けてからの死者の数というのは、なかなか異常な数になってきているなという中でですね、実は高齢者、特に前期高齢者の方、後期高齢者の方という、この人数が一番これからの高齢者福祉を考える上での対象となるわけでございますけども、そういう中で、2020年に比べて、私も先般ちょっと気になるから、23年の今、5月1日現在で比較しますとですね、前期・後期合わせて、その高齢者の数ってのは112人減ってるんですよ。

ですから、もう既に前に計画をつくって、高齢者の推移っていうのは枝幸町もその過疎化が進んで高齢者が増える増える大変だということなんですけど、逆に、ここに来て高齢者が減り出したという状況も、やっぱりそういうところも踏まえながらですね、私どもも、これからの高齢者の福祉ケア、あるいは、また、病院のそういった対応というものもですね、しっかり、やっぱり枝幸町の今後の状況に合わせたものを見据えながらですね、しっかり取り組んでいかなきゃならないという気持ちを今強くしております。

○議長（小原 仁君）8番遠山議員。

○8番（遠山 修君）確かに、高齢者人口が減ってる減ってくる時期はあるんですけども全国的に見ると。

枝幸の場合、特に町長言ったように、お亡くなりになる方多いなというのは私も感じております。

ちょっと質問を変えますけども、先ほどの町長の答弁の中にもありましたけども、私は在宅のですね、在宅介護だとか、在、在宅医療が増えれば、例えば、病院の窓口に患

者が多くなるんじゃないかというふうに思ったんですけども、そうじゃないんだよというあれだったんですけども。

その中で、やっぱり待ち時間の問題、決して私お医者様だとか、看護師さんのモチベーションを下げるようなこと言ってるわけじゃないんで、誤解しないで聞いて欲しいんですけども、やっぱり予約という制度で診療してる方多いと思うんですけどもね。

その中でやっぱり、全部が全部そうだとはいえませんし、全部の受診されてる方がそう思ってるかっていうとそうでもない部分はあるんですけども、確かに非常にその診、診療科によっては、待ち時間が相当相当時間かかるっていうのはお聞きします。

やっぱり、その辺の何て言うんすかね、何が悪いのか私はわかりませんが、全体に見ると、私も町立病院受診しておりますけども、確かに予約のせいなのかもわかんないんですけども、その曜日によっては待合室の数が少ないにもかかわらず時間がかかっちゃうっていうような問題が後から聞くんですけども、その辺の何か、何て言うんすかね、交通整理といいますか、その辺、病院でどういうふうに考えておられるのか、もう一度考えがあればお聞かせ願いたいんですけども。

○議長（小原 仁君） 病院事務局長。

○病院事務局長（柳 辰哉君） ただいまの遠山議員のご質問にお答えいたします。

当院での診察までの待ち時間のお話でございますが、今に始まった問題ではなくて、過去からも、ずいぶん当院としても検討している状況でございます。

やはり多いのが、内科診療で院長の診察が非常に患者が多くてですね、診察が長くなっているというような状況でございます。

過去にもいろいろ手立ては検討して対応したところですが、今のところ、午前・午後というような大きなくくりで予約を取っている状況でございます。

なお、標準的医療で申し上げますと、1日の標準患者数といたしましては40人ということでお示し、国の方で示しているんですけども、実際、院長の患者になりますと、多いときには80人90人、それぐらいになる形になります。

その他にですね、検査結果の説明ですとか、退院の他の医療機関に転院する場合の診療情報提供書、あるいは入院患者さんが、時間内に重篤な状態になるだとかということで診察室を離れるだとかっていうところがありますので、一概に10時から11時までだとかっていう細かい設定ができないのが現状でございます。

これらの問題に対応するために、昨年、2名の内科医師を採用しておりますので、何とか平準化できないかというところで検討を進めております。

また、今2名2診を、3人いるうちの2診動かして、いわゆる当直明けにつきましては、時間外の救急対応ですとか、そちらの方対応するというところで動かしているところなんですけども、やはり患者さんの方の中には、白井院長にぜひ診察してほしいという患者さんが多数いらっしゃるような状況でございますので、特に、待ち時間が解消できるようにいろいろとうちの方も内科の先生方を含めまして、事務方、看護師も含めて検討しておりますので、今しばらく、平準化まで時間いただきたいというふうに考えています。

○議長（小原 仁君） 8番遠山議員。

○8番（遠山 修君） これからですね、医師の働き方改革という問題も出てきます。

その辺も含めた中でね、考えていただければと思います。

最後にですね、両地区にある特別養護老人ホームがあるんですけども、その例え

ばこれからですね、去年ですかね、もらった資料の中には書いているんですけども、この先どういうふうな方向性をたどるのかっていうのをですね、もしシナリオがあればですね、町長お聞かせいただきたいんですけども、心づもりで聞いておかなければいけませんので、よろしく願いいたします。

○議長（小原 仁君） はい、町長。

○町長（村上守継君） その件について、すいません、ちょっと勘違いして申し訳ございません。

先ほどの私の答弁の中でもですね、少しは特養のあり方についても触れたかと思いますが、どっちにしても、今、特別養護老人ホームのあり方も含めながら、今、保健福祉課が地域包括ケアシステム検討会議という幅広くですね、これはサービス提供者も含めて、住民代表の方も入っていただきながら、それこそ幅広い検討を行っているところでありまして、そういう中で、先ほど来の、あれでもどっちかと言えば、特養に行くまでのその繋ぎ的な施設という、そこをどうするかというところが広く、今、心配されてるところもありますんで。

そういったところも含めながら、どっちにしても、これももうあまり時間は残ってません。

で、この5年度中に、ある程度、その辺のその方向性をしっかりと固めながら、次年度はどういう形でそこが対応することになるのか、その後においてですね、その特養というものも、また、しっかり両地区の特養、これも先ほど来、あくまでもこれは参考になる絵ですよということでの先般の常任委員会での説明でもありますけども、その辺を今後どういうふうにするか、位置づけていくのかっていうのは、これは私どもとして、またそう簡単なことではないなというふうに思っていますんで、スケール感からいっても、とても、今、大型の施設を改築あるいはするということになれば、もう何十億もかかる時代ですから、そういうものを考えるということをお考えとですね、相当しっかりと財政的な裏づけも考えながら、今後、取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

○議長（小原 仁君） 8番遠山議員。

○8番（遠山 修君） それと関わってくるんでしょうけども、先ほど私一般質問でお聞きしました歌登地区にある診療所老健の跡地の有効利用というか、そういうのも踏まえてお考えにはなってるんだと思うんですけども、その跡地の利用といいますか、その辺も、もし、わかる範囲で結構なんで、お聞かせいただけますでしょうか？

○議長（小原 仁君） 町長。

○町長（村上守継君） ご質問の中にも、歌登の老健診療所の後の活用っていうのはですね、どう考えてるかというところもありましたが、そこですね、なかなか早い段階で、これはもうあくまでも要するに内部の検討ということなんですけども、そこをもって今の跡地をもって、例えば歌登にある特別養護老人ホームをですね、移すっていうことが、これは、もうほぼ考えられないということを結論が出てるんですよ。

ですから、なかなかその施設を特養として再利用するっていうことは、私はもう困難だというふうに思っております。

ですから、活用できるとしたら何が考えられるのかというところは今後の課題になるんでしょうけども、どっちにしても、歌登の特養、それからその後、枝幸の特養、いずれ、そこをですね改修整備なり改築なりっていうのは、遠からず、やっぱり、あの時期

が来ますから、そういうところをしっかりと考えながら今後検討を進めていくということになるだろうと思ってます。

これはスケール感からいっても、行政だけじゃ、やっぱり相当ですから、先ほどもありました幅広く皆さんのお考えを結集して、やっぱりある意味、これ今の老人のケア対応、あるいはまた特養問題ってのは、もう全町的な話の中です、これはやっぱり議会の皆さんとしてもちょっと特別委員会ぐらい設置してですね、皆さんと一緒に検討するということになれば、その経過を小出しにしながら、その常任委員会で報告するとか、全員協議会で報告するとかよりも、今後のやっぱり10年先20年先の枝幸のそのね、将来像っていうものをやっぱり皆さんと一緒に考えていくってことも必要ではないかと、これはちょっと蛇足ですけど、私の個人的な考えです。はい。

○議長（小原 仁君） それでは、遠山議員の一般質問を終わります。

それでは、続きまして、4番徳保喜幸議員の質問を許します。

4番徳保議員。

（4番徳保喜幸君 登壇）

○4番（徳保喜幸君） 4番徳保です。

通告に従い、質問をさせていただきます。

高齢となっても安心して暮らせるまちづくりについて。

団塊世代が75歳以上となる令和7年まであと1年半となり、まさに高齢者医療、介護福祉の問題等避けては通ることのできない現在であります。

令和5年度町政執行方針においても、令和5年度重点施策として、将来に向けた医療介護提供体制について、これからの福祉・介護・医療の包括的な体制整備や人材確保が喫緊の課題となっており、これからの地域に必要な福祉・医療の構築を目指して、着実に取り組みを進めてまいります。と所信を述べられております。

このことに対しては私も、当町にとって、まさに喫緊の課題であり、枝幸町として早急に取り組むべき問題と認識をしております。

病院機能再編については、本年2月10日開催の議会全員協議会及び今月開催された産業厚生常任委員会で、枝幸病院から中間報告があり、今後の方針が示されております。

一方、福祉・介護の問題については、保健福祉課において関係機関の方々16人の委員による地域包括ケアシステム推進検討会議が開催され、昨年からこれまで7回の検討会が開催されているとお聞きをしております。

私は、令和3年12月の定例会において、歌登診療所の閉鎖に伴い老健施設がなくなることにあたって、高齢者施設の新設または民間施設の誘致の必要性について伺っておりますが、町長からは、地域の介護サービスを含め、町全体で医療・介護の提供体制を構築する必要があると考えているとの答弁がありました。

また、令和3年度から令和5年度までの高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画でも基本目標の一つに、介護が必要な方が、住み慣れたこのまちで安心して暮らせる、心が結ぶ安心介護のまちを創ります。とあり、その計画の中でも、有料老人ホーム・グループホームを検討することが記載されておりますが、なぜこれまでその検討はなされていないのでしょうか。

びよう、病院機能再編の中間報告でも現在37床の療養病棟を秋にも23床にする意向になっており、その後の対、対応が大変心配されます。当町には、要介護度3以上でなければ入所することのできない特養しかありません。それまでに至らないまでも家庭で

は介護することができない高齢者はどうすればよいのでしょうか。

病院から示された問題意識にも、基幹産業が今後の発展のためにも労働力を最大限有効化することが求められ、そのためにも、家族介護の負担軽減を図り、安心して働くことのできる環境づくりが重要と指摘されております。

まさにその通りであると私も考えます。

地域包括ケアシステム推進検討会議の中で、現在どのような内容が審議されているのか、また、昨年住民にアンケートをアンケート調査をしたと承知しておりますが、どのような結果があったのかお聞きします。

加えて、施設整備にあたって、については、何よりも、町長のご指示が、この問題を推進するために重要であると私を私は考えますが、今後の福祉・介護施設整備の方向性について町長の所信を伺います。

○議長（小原 仁君） 答弁を求めます。

はい、町長。

（町長村上守継君 登壇）

○町長（村上守継君） 徳保議員のご質問にお答えします。

75歳以上の高齢者が増加する、いわゆる2025年問題を間近に控え、当町の重点施策の一つとして、将来に向けた医療介護連携体制の整備を位置づけ、昨年4月に福祉介護連携推進室を設けて、検討を進めてきております。

1点目、地域包括ケアシステム検討会議については、住み慣れた地域で自分らしい生活を送り続けるための仕組みづくりを目的として、昨年8月に地域住民や事業関係者、社会福祉協議会、民生委員など16名の委員で設置し、これまで7回の会議を開催しております。

会議では、当町における介護保険事業の現状把握を行ったうえで、介護サービス事業や病院機能再編、両地区福祉会の運営状況などを議題としております。

委員からは、介護サービスの現状や診療所閉鎖による影響、住民が主体となった支え合いの必要性、病院の外来受診や病棟再編、介護施設に関する事など、様々なご意見をいただいております。

有料老人ホーム及びグループホームについては、病院の医療介護機能再編計画策定支援業務において新たな施設として検討されていますが、運営や人材確保などに課題があるものとなっております。

なお、担当課において、浜頓別町の介護施設を視察し、現状を検討会議で報告するなど対応を進めておりますが、検討会議委員からは、個人負担が高額である場合の利用への懸念や、特別養護老人ホームの入所要件を満たさない要介護者の対応を検討すべきなどのご意見もあるところであります。

いずれにいたしましても、医療介護サービスの全体像を捉えながら、そのあり方について検討を進めてまいります。

次に、2点目のアンケート調査の結果については、今年度が、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改訂年となっており、介護サービス事業を利用していない方を対象としたニーズ調査と、在宅で介護サービスを利用している方を対象とした在宅介護実態調査を3月に実施しております。

969人に調査票を発送し、666人から回答をいただきました。回収率は68.7%となります。

調査項目は、家族構成、介護や介助の有無、移動手段、地域での活動、認知症や今後の暮らしなどとなっております。

現在、委託先事業者において分析を進めておりますが、集計の速報値では、家族構成において、65歳以上の高齢者の約7割が単身、又は2人世帯となっております。

主な回答では、ニーズ調査で、介護が必要となった場合に、施設等への入所を希望するとの回答が206人のうち、約7割が町内の介護施設への入所を希望しております。

また、将来も枝幸町で住み続けたいですかの問いでは、はいとか、はいとの回答が79%である一方、住み続けられないと思う理由では、除雪が大変であることが最も多く、次いで、総合病院などの医療機関がある町で暮らすためでありました。

3点目の今後の福祉・介護施設整備の方向性については、病院委員の計画策定支援業務による分析結果や地域包括ケアシステム推進検討会議のご意見などを参考とし、特別養護老人ホームの老朽化や、病棟再編への対応など、両福社会などとも調整を図りながら、年度内をめどに方向性を定めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とします。

○議長（小原 仁君） 徳保議員は、再質問あると思いますが、時間が昼食の時間になりますので、これで休憩に入りたいと思います。

再質問は、再開の後、よろしく願いいたします。

再開は、1時からとなりますので、よろしく願いいたします。

それではこれで休憩に入ります。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（小原 仁君） 休憩を解きまして、会議を再開いたします。

午前中、4番徳保議員の一般質問、それと町長の答弁が終わっておりますので、徳保議員の再質問があれば許したいと思います。

4番徳保議員。

○4番（徳保喜幸君） はい、いくつか再質問をさせていただきます。

町長の答弁の中で、今行われている地域包括ケアシステム推進検討会議の中の議論のお話、そして昨年アンケートの概要について、もう伺いました。

そんなところで、現状、枝幸に中間施設がないということで、現在どのぐらいの町民の方々が町外の施設を利用されているのか、また1年間にどの程度の方がそういったところを希望して行っているのかということをお調べになっていることがあれば、お聞きお聞きをしたいと思います。

○議長（小原 仁君） 保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（宇佐美貴広君） 徳保議員のご質問にお答えします。

まず、町外の施設に入所されている介護施設入所されている方の数ですが、令和5年4月末時点で総勢56人となっております。

内訳では、旭川市が最も多く17人、以下、札幌市、浜頓別が13人ずつとなっております、ここの三つがほとんどを占めております。

また、町外に転出された方の数ですけれども、令和4年度では35人の方が、介護保険の資格のある方が、町外の施設の方に転出されております。

令和3年度では22人でありました。

以上です。

○議長（小原 仁君） 4番徳保議員。

○4番（徳保喜幸君） はい。枝幸町の介護計画では、安心なあん安心介護の町をつくるという計画を立てながらですね、現状はこういうことなんですね。

現在 56 人もの方が、中には望んで町外の施設を利用されてる方もいるんだと承知しますが、56 人もの方が、町外の施設を利用するというような状況にあります。

1 年間に、令和 3 年で 22 人、令和 4 年で 35 人の方が利用されてますよってということですね。

さん 56 人というと、介護施設のユニットっていうのは、1 ユニット 29 名ぐらいが標準かなというふうに承知しますんで、およそ 2 ユニットぐらいのですね方々が、もう既に町外にいるということですけども、これ 2025 年問題というのは言われて久しい中、枝幸町においては、今まで、歌登診療所の老健、それから国保病院の療養病棟等がイレギュラーな形の中であっても、その居場所を、の代わりと言ったらなんですけども、請け負ってきたんだというふうに思いますけれども、いずれにしても、2025 年も問題が言われて久しい中、対応が 10 年も 20 年も遅れてしまったのが、そのツケが今あるんでねえかな、あるのではないかというふうに私は考えますけども、この 56 人もの町民の方々が町外の施設を利用している現状について、町長、どのようにお考えになりますか。

○議長（小原 仁君） 町長。

○町長（村上守継君） 今、実態はですね、担当参事から説明のあったとおりでして、56 人いる。これが枝幸にそういった中間施設があれば、全て枝幸に残ったんじゃないかというご質問かと思いますが、実際問題これをですね、もう少し掘り下げてみないとわからんだろうと思います。

例えば、枝幸から離れる、そういった施設を求めて出て行くにしてもですね、やっぱりその本人の病状なりなんなりですね、それ今までかかった病気の経緯から、やっぱり地元の病院では対応できない。

それはやっぱり旭川のあるいは札幌のそういったですね、大都市の病院ですね対応、そこと兼ねて、そういう施設でという方も私は相当おられるんじゃないかと思えますし、まして枝幸が 20 年 10 年遅れてるっていう話なんですけども、現実ですね、これ合併して枝幸町は、その療養病床になるものがあるんですけども、その当時は、合併当初、歌登も老健その老健じゃないですね、その再編によって、老健診療所という形になりましたけども、少なくともそれはまたある意味その中間施設の役割を果たしたと思うんですよ。

ですから、それがですね、今、再編見直しということの中で、最終的には枝幸病院の療養病床を今、20 床 23 床ですか、そういう形にということの中で言えばですね、少なくとも、そこでまたお世話になりながら、地元で何とか、またね、治療もしていただきながらということになるんだろうと思いますし。

ただ、ここにきて、そういったいろんな要素から、しっかり病棟見直しに絡めてですね、どう考えるかってのはこれは喫緊の課題というふうにして、そこを今、いろんな角度からご意見をいただく中で、方向性を固めるところでございましてね、あまりその極端なお考えの中ですね、そういうふうに言われても、私どもとしてはちょっと違うんじゃないかという話になるかと思えますけども。

○議長（小原 仁君） 4番徳保議員。

○4番（徳保喜幸君） はい、はい、私の考えが極端な考えなのかもしれませんが、少なくとも、その町民を安心して高齢になっても枝幸町に住んでもらうってということで

あれば、何かしらのやっぱり今、手立てを立てる決断をする必要があるんだろうと。

先ほど遠山議員の質問の中で、町長、大きな質問題なんで、議会でも特別委員会を設けて、もう議論すべきだというようなお考えも述べられておりましたが、まさにその、前回、令和3年の12月に質問させていただいたときにも、町長から喫緊な問題であるというふうな問題意識でございました。

喫緊ということは、もう差し迫った状態だということですので、やっぱり、その解決には、もう少しスピード感が必要であろうなというふうに私は思います。

この質問をするのにあたって、何人かの検討会議に出ていらっしゃる各部署の要職にある方のお話も伺いましたが、一向に具体的な介護施設につきましては、具体的な方法、あの方向に議論が進まない。

その理由が何かというと、町の姿勢が方向性が示されないので、中々そっちの方向に向かないんだというようなお話を伺っております。

ですから、せっかく今検討会議が開かれていて、喫緊の課題である施設問題というものもあるわけですから、この会議では、それだけを議論する場でないということは十分承知しておりますけども。

目標にあります安心介護のまちをつくるという観点からもですね、スピード感を出すためにもう、ここでですね町長、ごけぞご決断をいただいて、こんな施設を造りたいから研究してくれってというような、ご指示をなさることが重要でないかというふうに私は考えますが。

いかがでしょうか？

○議長（小原 仁君） 町長。

○町長（村上守継君） この場ですら、はっきりとしたその方向性っていうのは、私は示す、示されないというふうに思ってます。今の時点で。

それ、今の現状っていうのは、こういった超高齢化社会ということの中でですね、少なくとも、地域包括ケアシステムの推進検討会議、さらにまた今、前段でも話が出ました高齢者保健福祉計画なり、介護保険事業計画ってのが、今、3年が過ぎてですね、次の3年に向けての第9期の計画に入る。そこが二つ目。

そして、もう一つはですね、これ、あの高齢化で、そういった大変な困ってる人がいるから施設を造ればそれで安心だって言いながらも、この高齢化の時代になってですね、やはり、これから健康寿命を延ばしてですね、皆さんがこの地域で元気に暮らすというところではですね、やっぱり一つには、健康を、どうしてこの後もその増進しながらですね、地域の中で、そしてなるべくなら、年を取っても、そういった介護のお世話にならないようにという努力はですね、これは自己努力として、いわゆる自助の精神ですね、そういう中で、しっかりと、やっぱり頑張っていたらきやなきやならんというところもあります。

そういう中であってはですね、今、もう一つ保健福祉の方でするのは、支え合いの地域づくりということの中でですね、やっぱり、皆さんが地域の中で、やっぱり自助、あるいは共助としても、それはまた互助になるのかもしれないです。

助け合ってですね、しっかりとその暮らす仕組みっていうものを、それぞれ、そういった意識を醸成していただきながらですね、今後、展開していくというところが。

もう一つ、今の流れの中で、これも前段、遠山議員から質問あり、質問のありました病院のその再編機能云々っていうところの、これもこの時期ですら、これも国から求

められてやっける面もありますけども、公立病院の経営強化プランということで、これも今年度中には、5年度中にしっかりとした設置機能見直し、その関連の中で病棟再編なり何なりとも出てきてるんですけども、そういった、今まさに、この令和5年度というのは、大きな全てが大きな節目の年に当たるわけですよ。

そういう中で、今、3ヶ月過ぎました。そういう中でこの3ヶ月経って、さあ示せさせて言われてもですね、私どもとしては、もう少し、やっぱりこの年内いっぱいぐらいはですね、時間をいただきながら、そういう中で、町としての考え方をまとめていきたいというのが、私の気持ちであります。

○議長（小原 仁君） それでは、保健福祉課の立場からの答弁があるそうですので、お願いします。

はい、保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（宇佐美貴広君） 徳保議員のご質問に補足させていただきたかったんですけども、まず2021年、令和3年度に、病院の方でコンサルの事業の方で分析した結果がありまして、町長、町として、介護の事業取り組みにあたって、どういった進め方がいいのかという要因として三つ示されております。

その一つが、管轄部門の明確化ということで、昨年の4月に私どもの室が設置となりました。

そして二つ目が、規範的統合ということで、保険者、医療機関、介護事業者、地域住民を含めた課題の共有ですとか、意識の共有が必要ですよっていう部分になってます。大きな3点目が、短期的なことではなくて、中長期を見据えた計画を立てなさいというものがコンサルの分析結果です。

今、②で示されております規範的統合ということで、検討会議設置したんですけども、これまで7回会議させていただきました。

地域における、そ、様々なボランティアの活動から含めまして、先月5月には、両特養の運営の今の現状というものも確認させていただいて、今その課題を洗い出し、共有できたところになるかと思っております。

今後については、先ほど町長申し上げたような形で、スピード感を持ちながらあり方っていうものをまとめていく段階に、最後の中長期の考え方をまとめていく段階に入るのかなというふうに考えておりますので、また、10月に住民説明会とか懇談、講演会みたいなものを設けたいというふうに考えております。

全ての方を施設で診て見ていくっていうのは、現実として不可能です。

また、人材も確保が困難な状況にありますことから、地域の方にも、3人に1人は今もう65歳を過ぎられているような状態です。お互いの様でですね、この地域を何とか支えていただけたらというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小原 仁君） 4番徳保議員。

○4番（徳保喜幸君） はい、中長期的な考え方、それから問題の共有、それから所内の係の明確化というようなコンサルの回答があり、そのとおり今動いてますよということ、町長からは、今年度を目途に方向性を示し、定めたいというようなお考えだというふうにお聞きをしました。

1年間に35人もの方が、町外の施設を利用しなければならないということは、特に浜頓別の施設に13人いらっしゃる、利用されると。

浜頓別と枝幸町の人口を比較しましても、枝幸の規模として、それでいいのかなとい

うような、非常に私寂しい思いがありますし、何とか、これ枝幸町で決断をして施設整備をすべきだろうというのが私の基本的な考え方ではありますが、急々に決断はできないというようなご答弁もわかりますが、もう少しやっぱり、喫緊の課題と捉えてですねスピード感を持った対応というのが求められるんだというふうに思いますんで、行政ですから、経費がかかるからできないんだ、効率が悪いからできないんだということばかりではなくて、やっぱり町民に安心安全な環境を提供するということが重要なんだろうというふうに思いますんで、ここはやっぱり、理事者の英断を持ってですね、早期に対応していただけるように求めたいというふうに思います。

これ以上言っても同じ答弁になるのかも知れませんが、最後にもう一度、町長、今年度内に目途を立てるということでありますけども、前向きに捉えさせていただいてよろしいものかどうか、そのご決断をお伺いして終わります。

○議長（小原 仁君） はい、町長。

○町長（村上守継君） 答弁いたします。

今の再質問の中でですね、私も答弁した中で、最近ちょっとすっかり記憶できなくなってるからあれなんですけど、決して私の答弁の中で、お金が経費が掛かりすぎるから枝幸町としてはできないんだって、そういう意味合いで私は言ってないと思うんですよね。

なんか、ちょっと、おかしいんじゃないかなという気がいたします。

元々、やっぱり中間施設については、スケール感からいって、規模からいってもですね、そんなに何十億もかかることにはならないかと思っておりますけども、少なくともやっぱり財源的な、そして、また枝幸町的に言えばですね、全体のまちづくり事業の中で、今いろいろと、ハード面についてはですね、既にもう議会の皆さんにもお示ししておりますけども、展開してるそういう中で、今後、まちづくり計画の中に、どうそこを織り込んで財源を確保できるかと、一番はやっぱりそこなんだろうと思っておりますから、決して、はなからその財源がないからできません、大変ですからできませんということは考えておりませんので、少なくとも、何度も申し上げますけども、今の検討の中で、しっかりとこの年度内で、年度内でないですね、年内には、どういう形のものが考えられるかというところは、しっかり方向性を出したいというふうに思っております。

○議長（小原 仁君） 4番徳保議員。

○4番（徳保喜幸君） はい、お金がないからどうもできないというような発言を町長がされたように私が先ほど申したように受け取られましたが、決して、この問題について町長がおっしゃったということではなくて、行政全般についてですね、お金の使い方、やっぱり重要なところにはしっかりとつぎ込むべきだという私の考えを申しただけでございますんで、誤解のないようお願いをしたいなというふうに思います。

今、町長の方から、年内には方向性をというようなお話がありましたので、今6月でございますから、もう半年ほど計画を注視しなければならないのかなというふうに思いますけども、改めて申し上げますけども、やっぱりその、枝幸にあれば助かるんだという町民の方、アンケート調査でも78%の人が枝幸の施設を利用したいというような結果があるようなんです、しっかりと、その町民の方々を大事にするというような観点で、政策を考えていただきたいということを申し上げます、この質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（小原 仁君） これをもちまして、徳保議員の一般質問を終わります。

○議長（小原 仁君）続きまして、5番野口洋郎議員の質問を許します。

はい、5番野口議員。

（5番野口洋郎君 登壇）

○5番（野口洋郎君）当町の奨学金制度について、町長及び教育長にお伺いいたします。

私は昨年9月の第3回定例会において、当町の学生支援に対する取組について質問いたしました。

質問に対し、育英資金は昭和48年から191件の実績、医療技術者等修学資金では、令和3年において医療技術者等8名、保育教諭3名の利用、町独自としては、奨学金償学、奨学金償還支援事業があり、令和3年56名が利用しているという答弁でした。

育英資金の利用者がいないという質問に対しては、金額に問題があるのか、アンケート調査を実施し追求したい。周知については、不足があれば工夫が必要である。というものでした。まず、このアンケート調査で何がわかったのか、その結果どのような変更がなされたのかを示してください。また、周知について、どのような工夫があったのか、そして、育英資金の利用状況がどうなったのかを答弁いただきたい。また、今後の方向に方向性についてもあわせて答弁願います。

次に、給付型の奨学金についてです。

医療技術者等修学資金については一定期間の当町での業務従事により償還は免除となります。これは一部給付型と言えらると思います。本来であれば、枝幸町で学ぶ子どもたちが学ぶ権利を享受できるかどうか大きな問題でありますので、就職先がどこであろうと給付型の奨学金があるのが理想です。その前段階としてこの修学資金は評価できるものと考えます。さらにもう一歩進んで、医療技術者等以外でも職種に関係なく、同じように当町に就職する人に対して償還免除の方法がとれないものでしょうか。

少子化が進んでいる現在、枝幸高校に入れば入学、進学の際にこのような奨学金があるというのは大きなメリットになります。町長は直接給付型についての見直しの検討はやぶさかでないかと述べられております。ぜひ検討していただきたい。町長の所信を伺います。

以上です。

○議長（小原 仁君）答弁を求めます。

はい、町長。

（町長村上守継君 登壇）

○町長（村上守継君）野口議員のご質問にお答えします。

1点目の育英資金については、この後、教育長より答弁しますので、私からは、2点目の給付型の奨学金について、答弁いたします。

現在、当町では、慢性的に不足する専門人材の育成と確保を目的として、医療技術者等就学資金や保育教諭修学資金の貸し付けを行っております。

令和4年度では、医療技術者等で10名、保育教諭で4名、計14名が貸付制度を利用して専門教育を受けており、このうち、医療技術者等で3名、保育教諭で3名の計6名が4月から当町の貴重な専門人材として、それぞれの分野で活躍しております。

いずれも貸与型の無利子貸付として、一定期間の当町での勤務により償還を免除し、経済的な理由があっても専門教育を受けられる制度となっております。

また、町内で働く次世代を担う若者の奨学金返済を支援する町独自の奨学金償還支援は、逼迫する人材不足に強い危機感を持ち、他の施策と連動する移住定住対策の一環と

して実施しております。

年齢や町内での勤務などの条件を満たせば、上限はあるものの、幅広い奨学金制度の償還金相当額の助成を行うものです。実質的な給付型です。

この制度では、半数以上、半数程度の方は、年間償還金相当額の全額の支援を受けており、さらには町外からの転入による移住人材にも支援が及ぶことから、令和4年度では新規認定者6名を含む58名の方に助成しております。

これらのことから、現段階では直接給付型の奨学金制度や町外への就職支援の検討はありませんが、国のこども未来戦略方針による高等教育に対する見直しなども考慮しながら、当町の人材確保や子どもたちの負担軽減に向けて、引き続き支援に努めてまいります。

私からは、以上、答弁とします。

○議長（小原 仁君） はい、教育長。

（教育長小川俊輝君 登壇）

○教育長（小川俊輝君） 野口議員のご質問の育英資金に関する検討内容等について、お答えします。

育英資金については、昨年9月の定例会において、利用者がいないことから、その原因を把握するためアンケートを行い、制度内容を検討していくことを答弁しております。

その後、町内の中学校や枝幸高校の保護者を対象にアンケートを実施し、その結果を参考にしながら、貸付金額の増額や提出書類の見直しなど手続きの簡素化を図り、今年3月の定例会において、条例の改正を行ったところであります。

1点目のご質問のアンケート調査結果ですが、育英資金制度を知っていると回答した方は約7割、資金を借りたいと回答した方は約3割であり、また、貸付金額の妥当性については、ちょうど良いと少ないの回答割合がそれぞれ5割との結果となりました。

この結果を踏まえ、貸付金額については、それぞれ1万円ずつ引き上げ、申請書類の統合や収入証明書の省略など、手続きの簡素簡素化を図りました。

2点目の周知の工夫等については、町ホームページや町内中学校及び枝幸高校に保護者への周知依頼を行っておりますが、令和5年度における新規の貸付申請はありませんでした。

3点目の今後の方向性ですが、令和5年度においては、制度改正が行われた時期が今年3月であったため、その内容が全ての対象者に浸透していないことも考えられますので、ホームページや広報の活用、文、文書による保護者周知などを町内中学校及び枝幸高校と連携し、継続して行うとともに、申請状況を注視しながら、対応を検討する必要があると考えております。

以上、答弁とします。

○議長（小原 仁君） 町長、教育長の答弁が終わりました。

再質問があれば許します。

5番野口議員。

○5番（野口洋郎君） 再質問します。

まず、育英資金の方なんですけど、金額を増やして、周知の方を工夫する、書類を簡素化するというので、使いやすくなったというふうに思うんですが、貸付は無かったということなんですかね。

これ、ちょっとびっくりしたんですけども、私が昨年9月に質問したとき、令和3年

度の例を申し上げました。

このときは、枝幸高校の卒業生 60 人が、えーと、第 2 種の奨学金、要するに利息がある奨学金ですね、これが 19 名 58%の方が借りてるんですよ。

これがやっぱり問題だろうということで質問したわけなんです、今年の卒業生の進学者の方で、このよう有利子の奨学金を借りてる方っていうのは、どれぐらいいるのかっていうのは数字出ますか。

○議長（小原 仁君）はい。学校教育課長。

○学校教育課長（遠藤孝幸君）議員のご質問にお答えいたします。

日本学生支援機構の方の第二種の有利子の方の借りてる方ということで、今年卒業の、今年ですね、今年度、今年から借りてる方ということで、うちで押さえているのが、二種でいくと 10 人ということで押さえております。

して、一種二種併用というのもあるんですが、これは 4 人ということで聞いております。

以上でございます。

○議長（小原 仁君）5 番野口議員。

○5 番（野口洋郎君）えーと、ちょ、難しいんですけど、要するにね、無利子の町の育英資金があるのに、有利子の奨学金を借りてるんですよ、この 10 名の方、それがね、僕は理解できないし、去年もすごく問題だと思ったんですが、これはどのように受け止めてるっていうか、どのように分析されているのか、その辺をちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（小原 仁君）学校教育課長。

○学校教育課長（遠藤孝幸君）議員のご質問にお答えいたします。

ここの部分はですね、やはり、うちの育英資金をあの利子、あ、日本学生支援機構の有利子を借りてる方については、やはり町の育英資金を借りるというのは絶対的に有利っていう部分もございます。

それで、うちの部分については、金額を引き上げて、借りやすくしたという部分もございますんで、ここの部分についてはですね、いろいろ周知はしてる場所なんです、やっぱ、そういう結果なもんですから。

ここの部分はですね、ちょっと、私達もちょっと困惑してる部分もありますんで、ちょっと、もう一度ですね、ここ、その対象者というか、部分については、ど、何故なのかというのを、もう少し追求する必要があるのかなという部分も私ちょっと認識しております。

それで、ここをですね、やる方法としては、やっぱりアンケートとか、やっぱ、ちょ調査しなくちゃならないと思っておりますので、ここの部分は、ちょっと再度ですね、ちょっと検討、どういうところなのかっていうのを、ちょっと把握していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小原 仁君）はい、5 番野口議員。

○5 番（野口洋郎君）はい、これ本当に追及しないといけないと、この間のねアンケートで、町の育英資金を借りたいかっていう方が 3 割いるですよ。

それでね、借りてる方がいない。ちょっとわからないですよ。

何か多分問題があって、借りづらいのか、借りれないのかっていうことなんだろうと

思うんですよ。

だって、利息あるのを借りてるんですから。

それは不利だっていうのは、もう重々ご両親だってわかるはずですよ。

それ、教育長、何か考えがあるかな。

どうして、ちょっと理解できないんですけど、何かわかることがあると。

○議長（小原 仁君） 教育長。

○教育長（小川俊輝君） 議員おっしゃるとおりですね、無利子の育英資金を借りずに有利子の国の学生支援機構の方借りて、ちょっとやっぱ、私もちょっと中々理解ができない、ここは先ほど課長が申し上げたとおり、もう少し、その該、対象者の方にちょっと追跡調査みたいのをちょっとする必要もあるのかなというふうに考えています。

それで、当然、うちの育英資金の周知もですね、やはり、もっともっと、やっぱり無利子だよっていうところを、きちっと強調したですね、周知は、ちょっと、より強めていかないといけないかなって思ってます。

以上です。

○議長（小原 仁君） 5番野口議員。

○5番（野口洋郎君） やっぱり周知だと思うんですよ、これアンケート調査やったの、すごく良かったと思うんです。

これで知る方も多分いらっしやると思うし、これ、あのご両親、父兄の方にもいってはずなのでね、そういう中で、周知が深まるっていうか、そういうことだと思います。

去年の9月の、3月議会のって決まってっていう、ちょっとタイム的タイムスケジュール的に厳しいところがあったのかなっていう気もするんですが、それにしても、ちょっとこう借りてる人が1人もいなかったっていうのは、すごく残念な気がしますので、そこを是非今後追及して、有利なものがあるのですから、こちらを使ってほしいっていうことをPRしていただければなというふうに思いますので、その部分は、よろしくお願ひしたいと思います。

それでですね、給付型についてなんです、町長おっしゃるようになりますね、医療従事者、保育者、保育士、保育の先生が、今年、去年ですか、10名医療従事者が10名の方、保育の方が4名の方、その中で両方とも3名ずつ、6名の方が枝幸に戻ってきて仕事をいただいているって、これ大変素晴らしいことだというふうに思います。

問題は、所得が低いので進学を諦めるとか、そういうことだと思うんですね、一番の問題は。

就学、奨学金があれば、たとえ家の所得が少なくても進学ができるんだっていうことがわかっているれば、子供たちが夢を失わずにね、学校生活ができるんじゃないかなって、そういうふうに思ってるんです。

それで、一歩進んでって僕言いましたけど、この奨学金償還支援事業っていうのをですね、これ上限金額があります。

その上限金額を、もうちょっと上げるとか、そういったような考えがないのかどうか、その辺をちょっとお伺ひしたいんですけど。

○議長（小原 仁君） 町民課長、失礼、まちづくり推進課長、企画課長か、ごめん、すいません。

○企画課長（中川一広君） ただいまの野口議員のご質問にお答えします。

本年度から、移住定住の一環といたしまして、この奨学金償還支援事業については、

私ども企画課の方で所管しておりますので、答弁をさせていただきます。

まず、この奨学金償還支援、上限は18万円で、町内就業5年以上、それで30歳以下の方を対象に奨学金の償還を支援する助成金で、上限額18万円を10年間助成するという事業になってございます。

これにつきましてはですね、この償還支援事業につきましては、各自治体、いろんな自治体で、いろんなケースで今取り組んでおります。

北海道内でも、半分の市町村で取り組んでいるような状況にあって、それぞれですね支援の内容も変わっております。

町の制度につきましては、今申し上げたような制度になってございますが、先ほど町長の答弁にもあったとおりですね、割と幅広く対象を広げております。

町外からの町内に来て働いていただける方にも助成がいく、あるいは職種を限定しないなどのいろんな形でご利用いただいているということで、令和4年度につきましては、58名の方がご利用いただいているというようなことで捉えております。

この移住定住支援に関しましては、今年度からですね、住宅支援とかですね、結婚支援とか、こういったものと絡めながら進めています。

こういったものにつきましては、ある程度3年程度の時限で見直しをかけていくというような中ですね、パッケージとして、この奨学金償還支援がですね、金額が不足する、あるいは職種等も指定少し厳選するですとか、そういった見直しが必要になるような状況であれば、そういったタイミングを捉えて見直しをかける余地はあるかと思いますが、現在のところ検討はしていないというのが現状です。

○議長（小原 仁君） 5番野口議員。

○5番（野口洋郎君） 上限が18万円の10年ですよ。18万ということは、1月1万5,000円ですよ。

今ね、育英資金の話をしてましたけども、育英資金って4万円のやつを5万円に見直してるんですよ。5万円を例えば4年間借りたら240万ですね。

町の制度は、18万の10年間で180万ですよ。やっぱり足りないと思う。

やっぱりそうなると、これは給付型とは言えないよなっていうふうには考えてしまうんですよ。

せめて、5万円全部とは言わないまでも半額のね、2万5,000円ぐらいまでには上げるべきだと思うんですが、今検討されてないということですけども、今こういう質問をされて、どうなのか、ちょっと答弁があればお願いしたい。

○議長（小原 仁君） 企画課長。

○企画課長（中川一広君） ただいまの野口議員のご質問にお答えします。

今、議員おっしゃられたように、育英資金につきましては5万円、12ヶ月で60万円、4年間の大学に行くとなると240万円というような形で貸し付けを受けることができます。

これに対してですね、当町の償還支援につきましては、百、最大で180万円ということで、実質的には4分の3が免除となる給付型、実質的には給付されるというような制度になっています。

またですね、他の市町村の給付型の奨学金、こういったことをごく少数ですけども実施しているような市町村もございます。

ただ、そういったところのですね、給付金額というのも、例えば月額1万円ですとか、月額1万5,000円ですとか、そうそう、そんなにですね、高くないっていうことが考え

られます。

これは、各自治体で取り組むには原資も必要になりますし、日本学生支援機構という国の機関があるというようなことですね、そういったところに役割分担をしているのかなというように感じています。

その上で、今後の取り組みとして、この拡充ですね、例えば18万円を上限の18万円を24万円、あるいは36万円何かとかっていう市町村も実際ございます。

そういう市町村は、大抵、職種を絞ってたりするんですけども、そういったところをですね、どういった効果があるのか、見極めながら、今後検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（小原 仁君） 5番野口議員。

○5番（野口洋郎君） どういった効果があるのか、今後、見極めるということなんですけど、先ほどからね話している医療従事者とか保育士の奨学金については結果が出てますね、はっきりとした結果が出てるんですね。だから、給付型の奨学金があれば、やっぱりこういうが出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、是非、その辺、検討をお願いしたいというふうに思います。

それとですね、前の議会のときでも話したと思うんですけど、雄武町では大学の入試にあたって、町で100万円の貸与型の奨学金出してるんですね。

これが実は大きくて、あの大学に入る時って入学金っていうのは、が少なからず掛かります。国立の大学だとやっぱり20万28万とかっていう掛かるんですね。

それがなかなか大変で、進学を諦めるという方が大分だと思うんです。

そういうところで、そういう町の何か奨学金的なことで援助できないだろうかという思いもあるんですけども、ちょっとこれ通告にはないんですが、そういったことは考えられないかどうか、ちょっと答弁ができればいいんですが、お願いします。

○議長（小原 仁君） はい、企画課長。

○企画課長（中川一広君） ただいまの野口議員のご質問にお答えします。

雄武町で、そういった一時金の貸付金みたいなものを措置しているというような制度があるということなんですけれども、当町におきましても、医療技術者に関しましては、一時金の貸付金という制度がございます。

ただですね、一般の進学者、専門教育あるいは高等教育を受けられる方への貸付金という制度は、今現在ございません。

で、今年ですね、枝幸高校の卒業生50名のうち35名が進学されております。大学、専門学校等に進学されていると。

その中でですね、こういった奨学金をですね選択した上で、中々ですね、この希望が叶わなかったというようなケースが、今までそんなに多くないのかなというふうに、町の方では捉えています。

日本学生支援機構あるいは育英資金なんかですね、充足されているのかなというふうに考えています。

そういった意味も含めまして、枝幸高校におきましては、今、ふるさと教育、この奨学措置と理念を同一にしております、いつかは枝幸に帰ってきて働いていただくというようなことで、理念を同一にするふるさと教育なんかと絡めましてですね、枝幸町にはこういった制度があるということを、まず十分理解と周知を行ったうえで、学生のキャリアプランの形成に役立てていただきたいというふうに考えています。

○5番（野口洋郎君）終わります。

○議長（小原 仁君）はい、これもちまして、野口議員の一般質問を終わります。

○議長（小原 仁君）続きまして、6番小林正浩議員の質問を許します。

6番小林議員。

（6番小林正浩君 登壇）

○6番（小林正浩君）通告に従いまして質問させていただきます。

公営住宅の有効利用と担い手の確保。枝幸町には、勤労青年独身住宅3棟12戸がありますが、空室はなく待機者が6名います。このことは、民間アパート等の満室など住宅確保に苦慮している現実を示しています。

一方、公営住宅では、緑苑団地16戸中11戸の空室があります。公営住宅は、住宅の専用床面積によって、標準的な入居者数を決めて整備され、そのうち59平米未満の住宅も一定程度確保し、一般単身者の入居を可能としていますが、それ以外の住宅は家族を支援することを目的に、世帯向けの面積および間取りとなっています。

しかし、一般単身者が入居可能な新興団地や北栄団地には、空き巣はありません。公営住宅は管理条例のもと、ルールを守って運営されていますが、都市部では特例として、学生に町内会に入会するなどの条件で入居を認め、公営住宅の有効利用を進めています。

枝幸町も入居率の悪い公営住宅の有効利用として、緑苑団地に限り民間アパートに入居できない単身者に開放することができないか、町長の所信を伺います。

○議長（小原 仁君）答弁を求めます。

町長。

（町長村上守継君 登壇）

○町長（村上守継君）小林議員のご質問にお答えします。

初めに、当町の担い手世代の確保に係る取り組みについては、最重要課題の一つと捉え、今年度より新たに結婚新生活支援を始め、担い手持ち家制度や未利用地の宅地分譲、また、これまでも取り組んできた奨学金償還支援による定住促進や修学資金貸付、空き家空き地バンクなどの推進により、環境の充実を着実に図っているところであります。

さらに、従業員不足解消のため、町内の中小企業が雇用する従業員や外国人機能実習生が入居する雇用促進住宅建設に係る支援など、積極的な担い手確保に向けた取り組みを実施しております。ご質問のありました一般単身者用の公営住宅については、ご指摘のとおり満室となっており、住宅確保に苦慮されているものと認識しております。

公営住宅は、法の規定のもとその趣旨目的に従って、入居資格等の要件が定められておりますが、一方で厳格な入居資格を維持することで、長期間空き家となることは施設の有効利用を妨げることも懸念されます。そのことから、長期間空き家となっている緑園団地を含む公営住宅については、適正な維持管理に支障のない範囲で、一般単身者などの入居可能な、みなし特定公共賃貸住宅への転用など、有効活用に向けた検討を行ってまいります。

公営住宅は、高齢者や子育て世帯など誰もが安心して暮らせる住宅の確保を行いつつ、適切な入居に努めてまいります。

以上、答弁とします。

○議長（小原 仁君）町長の答弁が終わりました。再質問があれば許します。

6番小林議員

○6番（小林正浩君）先ほどの町病の関係で、看護師さんに来ていただくためにはやはり

住居が一番効果的な政策だという話を聞きました。やはり人間は衣食住がなければ生活できません。それで、その中でやっぱり住むとこってというのは、今はやっぱり最重要だっていう、そういう認識でおりますので、今町長の方から見直しをかけていただけるっていうお話を聞きまして、非常に安心しているところであります。

その中で、今、緑苑団地非常に空いてて、ここは11戸空いてますから11戸ともすぐ住めるような状況になっておりますでしょうか？

○議長(小原 仁君)建設課長。

○建設課長(平谷昌仁君) ただいまの小林議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、緑苑団地につきましては11戸の空き家がございます。その中で一番長い期間空いておりますのが、7年間ということで、かなり長期な空いてる期間がございます。その空いてる期間によって、給水管、排水管もしくは水回りですとか、あとは内装なんかもですね、かなり傷んでる状況でございます。そういった意味で申し上げますと、仮にみなし特定公共賃貸住宅として活用するには、若干の改修はやはり必要となってくると思っております。以上でございます。

○議長(小原 仁君)5番小林議員。

○6番(小林正浩君)同じくですね、北幸第2団地71戸のうち、今空室が15個あるというお話でしたが、ここに関してはどのようなお部屋の状況になってるんでしょうか？

○議長(小原 仁君)建設課長。

○建設課長(平谷昌仁君) ただいまのご質問にお答えいたします。

北幸第2団地につきましても昭和50年代、60年代の建設となっております。空いてる部屋につきましても、長期間空いているところがございます。そういった意味で、現地確認して調査が必要とはなりますが、今すぐって言うんですけどちょっと不安な部分がございます。以上でございます。

○議長(小原 仁君)6番小林議員。

○6番(小林正浩君)6番小林です。

わかりました。住みたい方がいて住める場所があるのであれば、待機者今6名ということなので、そこまで逼迫してないと思いますんで、ぜひ対応していただきたいなって思うのが一点と、それと先ほど町長も触れておられましたが、外国人労働者の住宅も町として補助していくという、それはもうこの前の議会も決まっておりますんで、ただそれに、例えば今、どこでもそうだと思うんですが日本中、外国人労働者の方に頼らなければ、もう担い手不足が否めないという、そういう状況になっております。そこでもし外国から来ていただける外国人の労働者の方にも、これを対象に、将来的にはしていいのかどうかという、その辺のこともお聞きしたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長(小原 仁君)はい、建設課長。

○建設課長(平谷昌仁君) ただいまのご質問にお答えいたします。

町長答弁にもありまして、従業員不足解消のため外国人技能実習生が入居する雇用促進住宅というところで企業に対して補助はしております。将来的に外国人実習生などが増えてですね、そういう企業の方でも住宅が足りないということになりましたら、先ほど言いました、みなし特定公共住宅の活用も含めた形で検討の方はできると思っておりますのでよろしく願いいたします。

○6番(小林正浩君)わかりました。ありがとうございます。

○議長(小原 仁君)はい、これもちまして、小林議員の一般質問を終わります。

◎日程第6 同意第2号

○議長(小原 仁君) 日程第6 同意第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提出理由の説明を求め求めます。

村上町長。

(町長村上守継君 登壇)

○町長(村上守継君) 議案1ページをお開き願います。

同意第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和5年6月27日提出 枝幸町長。

提案の趣旨でございますが、現在、当町における人権擁護委員におきましては、5名の方が任命されており、町民の基本的な人権擁護のためにご尽力いただいているところであります。

現人権擁護委員のうち橋田てつ子氏、合田肇氏、佐藤修司氏、佐々木貴教氏の4名が、本年9月30日をもって任期満了となりますので、旭川地方法務局より後任となる候補者の推薦を求められておりますので、次の4名の方を人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

議案関係参考資料の1ページをお開き願います。人権擁護委員の候補者として推薦したい方は、合田肇氏でございます。合田氏におかれましては人権擁護委員として平成29年10月に任命を受けて以来、現在まで本委員としてご活躍されているところであり、引き続き推薦致すものであります。

次に、参考資料の2ページをお開き願います。候補者として推薦したい方は佐藤修司氏でございます。佐藤氏におかれましては、人権擁護委員として、平成29年10月に任命を受けて以来、現在まで本委員としてご活躍されているところであり、引き続き推薦致すものであります。

次に参考資料の3ページをお開き願います。候補者として推薦いたしたい方は、佐々木貴教氏でございます。佐々木氏におかれましては、人権擁護委員として、令和2年10月に任命を受けて以来、現在まで本委員としてご活躍されているところであり、引き続き推薦を致すものであります。

次に参考資料の4ページをお開き願います。候補者として推薦したい方は、渡辺順子氏でございます。渡辺氏におかれましては、稚内信用金庫を初め、幾多の事業所での勤務を経て、現在は子育てサポート拠点施設「にじの森」で勤務されております。

また、平成7年から現在までの長きにわたり、枝幸消防団女性部長を務められるなど、豊富な知識と豊かな経験を兼ね備えており、多様な人権擁護活動にご尽力いただけるものと大いに期待をしているところであります。なお、渡辺氏については、令和5年9月30日をもって任期満了となる橋田てつ子氏の後任として推薦致すものであります。

以上の4名につきましては、人格、識見ともに豊かであり、人権擁護委員として適任者であると認められることから推薦致すものでありますので、ぜひともご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小原 仁君）以上をもちまして、本案に対する提案理由の説明が終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○議長（小原 仁君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
人事案件でありますので、会議規則等運用例規定第 50 条の規定により討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（小原 仁君）異議なしと認めます。討論を省略いたします。
これより採決に移りますが、採決の方法は議会運営委員会で協議され、推薦されている 4 名の方々を一括して、挙手により採決したいと思います。
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（小原 仁君）異議なしと認めます。
したがって、採決方法は 4 名の方々を一括して、挙手により採決をいたします。
これにより、同意第 2 号について採決をいたします。
お諮りいたします。
ただいま提案され 4 名の方々につきましては、提案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（小原 仁君）はい、挙手多数と認めます。
したがって、同意第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦について、合田肇氏、佐藤修司氏、佐々木貴教氏、渡辺順子氏の 4 名の方々につきましては、提案のとおり同意することに決定いたしました。
それでは、次の日程に入る前に、もう 1 時間ほど経ちましたので、14 時 10 分まで休憩したいと思います。

休憩 午後 2 時 0 0 分

再開 午後 2 時 1 0 分

◎日程第 7 陳情第 3 号

○議長（小原 仁君）休憩を解きまして、会議を再開いたします。
日程第 7 陳情第 3 号 国に対し適格請求書等保存方式インボイス制度の延長見直しを求める陳情書を議題といたします。
この陳情は、議長あてに送付のあった陳情書であります。内容は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおりであります。
本陳情の取り扱いについては、議会運営委員会で協議され、全議員に資料配付として処理したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（小原 仁君）異議なしと認めます。したがって陳情第 3 号については、全議員に資料配付のことといたします。
なお、本陳情に賛同のある場合は、意見書等をもって提案願いたいと思います。

◎日程第8 意見案第1号

○議長（小原 仁君）日程第8 意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施設の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

本案の提出者は、村上守義議員、賛成者は小林正浩議員、田口修三議員より提出されております。

提出者である村上守義議員登壇の上、提案理由の説明を求めます。

10番村上議員。

（10番村上守義君 登壇）

○10番（村上守義君）意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を求める意見書 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を求める意見書を別紙のとおり、枝幸町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年6月27日提出 提出者枝幸町議会議員 村上守義。賛成者枝幸町議会議員 小林正浩。賛成者枝幸町議会議員 田口修三。

それでは、朗読をもって説明させていただきます。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を求める意見書(案) 本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道が2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など、森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要である。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取り組みを進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災、減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1 二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスエネルギーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

3 森林吸収減対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境贈与税の譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年6月北海道枝幸町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上であります。

この意見書につきましては、道議会を初め、市町村の林活議連の統一行動で行っております。

よろしくご審議のほど、採択をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（小原 仁君）以上をもちまして、本案に対する提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○議長（小原 仁君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（小原 仁君）異議なしと認めます。討論を省略いたします。

これより意見案第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。

本意見案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（小原 仁君）異議なしと認めます。

したがって、意見案第1号「ゼロカーボン北海道の実現にする森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

後ほど意見書を議長名で、関係機関へ提出いたします。

◎日程第9 議案第44号

○議長（小原 仁君）日程第9 議案第44号「枝幸町過疎地域持続的発展市町村計画の変更」についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画課長。

（企画課長中川一広君 登壇）

○企画課長（中川一広君）議案書2ページをお開き願います。

議案第44号「枝幸町過疎地域持続的発展市町村計画の変更」について、提案内容を説明します。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定に基づき、枝幸町過疎地域持続的発展市町村計画を別紙により変更する。

令和5年6月27日提出 枝幸町長。

本議案につきましては、過疎対策事業債を活用する事業として議案書3ページ、別紙のとおり、計画事業区分に図書館を加え、事業内容として、今年度実施する図書館改修事業を追加するため、令和3年度から7年度までの5年間の現市町村計画を変更するものでございます。

議会議決の前提となります北海道知事との協議につきましては、本年5月24日付をもって異議がない旨回答を得ており、法の規定に基づき総務大臣への計画提出にあたって、議会の議決を要するため、提案するものでございます。

なお、図書館改修事業につきましては、令和5年度当初予算に計上されており、事業費は8,969万6,000円、うち過疎対策事業債8,960万円となっております。以上、簡単ですが提案内容の説明といたしますので、ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小原 仁君）以上をもちまして、本案に対する提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか

（「ありません」と言う人あり）

○議長（小原 仁君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○議長（小原 仁君）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（小原 仁君）異議なしと認めます。

したがって、議案第44号 枝幸町過疎地域持続的発展市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第45号

○議長（小原 仁君）日程第10 議案第45号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画課長。

（企画課長中川一広君 登壇）

○企画課長（中川一広君）議案書4ページをお開き願います。

議案第45号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、提案内容を説明します。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、乙忠部・歌登中央・歌登本幌別・歌登志美宇丹・歌登大奮・歌登上徳志別辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙により策定する。

令和5年6月27日提出 枝幸町長。

本議案につきましては、議案記載の3地区を辺地とし、総合整備計画の各事業に有利な財源となる辺地対策事業債を活用する予定であるため、令和5年度から9年度までの5年間の計画を新たに策定するものです。

議会議決の前提となります北海道知事との協議につきましては、本年5月10日付をもって異議がない旨の回答を得ており、法の規定に基づき総務大臣への計画提出にあたって、議会の議決を要するため、提案するものでございます。

議案書5ページから7ページの別紙につきましては、各辺地の総合整備計画書でございます。5ページが乙忠部地区、6ページが歌登中央、本幌別地区、7ページが歌登志美宇丹、大奮、上徳志別地区となっております。1辺地の概況につきましては、各辺地とも（1）の名称、（2）の位置について、ともに記載のとおりでございます。

なお、6 ページ歌登中央本幌別地区と、7 ページ歌登志美宇丹、大奮、上徳志別地区につきましても、一つの地区では辺地要件の一つである、人口 50 人以上という要件を満たさないため、合算で辺地を形成するため、複数の地区で一つの辺地としております。

各辺地とも 3 の辺地度点数につきましても、公共的施設、公共交通機関、生活基盤整備等の状況をそれぞれの算式に基づき点数化したしまして、その合計が 100 点以上の地域が辺地とされ、各辺地についてはいずれも 100 点以上となっております。

2 の公共的施設の整備を必要とする事情につきましても、まず 5 ページの乙忠部辺地では、漁業集落排水処理施設の機器更新により、安定した汚水処理が可能となり生活環境の向上や公共用水域の保全が図られるとごさいます。

次に 6 ページの歌登中央本幌別辺地では、林業専用道、本幌別中央線の開設で、原木を低コストで安定的に供給する間伐材生産ができ、地域材の質材量増加と低コスト化、並びに林業労働力の確保が図られるとごさいます。

7 ページ歌登志美宇丹、大奮、上徳志別辺地では、1 件目の簡易水道施設更新整備事業として、志美宇丹浄水場の機器更新等の整備を行うことで、給水区域内の良質な水道水の安定供給を図る。また、2 件目といたしまして、林業専用道大奮 1 号線を開設することにより間伐、更新伐等の森林機能の充実と生態系に配慮した森林施業を行い、自然豊かな山づくりを推進するとしております。

3 の公共的施設の整備計画については、5 ページ 乙忠部辺地では漁集下水終末処理場機器更新事業として 8,650 万円、うち辺地対策事業債は 4,320 万円。

6 ページ歌登中央本幌別辺地では、林業専用道本幌別中央線開設事業で 5,500 万円、うち辺地対策事業債は 1420 万円。

7 ページ歌登志美宇丹、大奮、上徳志別辺地では、簡易水道施設更新整備事業で 880 万円、内辺地対策事業債で 440 万円。林業専用道大奮 1 号線開設事業で 1 億 2,680 万円、うち地対策事業債で 5,910 万円とごさいます。

以上、提案内容の説明とごさいますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小原 仁君）以上をもちまして、本案に対する提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○議長（小原 仁君）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○議長（小原 仁君）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 40 号について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（小原 仁君）異議なしと認めます。

したがって、議案第 45 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第46号

○議長（小原 仁君）日程第11 議案第46号 枝幸町自治功労者表彰条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

（総務課長神尾尚人君登壇）

○総務課長（神尾尚人君）議案書8ページをお開き願います。

議案第46号 枝幸町自治功労者表彰条例の一部を改正する条例について。

枝幸町自治功労者表彰条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月27日提出 枝幸町長。

提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、町政に寄与したものの功労をたたえ、町民の総意による感謝の反映として表彰し、地方自治の振興を促進することを目的としております。

枝幸町では、第2次行財政改革大綱に基づき行財政改革を推進しておりますが、前期実施計画の項目の一つである各種審議会等委員定数の見直しについて、新枝幸町誕生時から2割以上減少した人口の現在の状況を考慮し、定数も原則2割減とする方針を踏まえ、本年3月から委員の任期を終える機会において、対象となる条例改正を行っており、今回は、本年8月に任期を終える、本条例に規定する表彰審議委員会の委員定数を減じるため、改正を行うものであります。

条例改正案の内容につきまして、別冊の議案関係参考資料によりご説明申し上げます。

5ページをお開きください。右側が改正後ですが、第13条委員会の設置等の第2項中、7人を1人減の6人以内に改めます。

附則として、この条例は令和5年9月1日から施行するとしております。

以上、議案第46号の内容を説明させていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小原 仁君）以上をもちまして、本案に対する提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○議長（小原 仁君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○議長（小原 仁君）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（小原 仁君）これより、議案第46号についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（小原 仁君）異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 枝幸町自治功労者表彰条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第47号

○議長（小原 仁君）日程第12、議案第47号 枝幸町合葬墓条例についてを議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

(町民課長阿部勝義君 登壇)

○町民課長(阿部勝義君) 議案書9ページでございます。

議案第47号 枝幸町合葬墓条例について。

枝幸町合葬墓条例を次のとおり制定する。

令和5年6月27日提出 枝幸町長。

初めに、提案理由の趣旨をご説明いたします。

近年、人口減少に伴う少子高齢化によりまして、親族によるお墓の維持管理や承継が困難な方、経済的な理由などによりお墓の建立ができないなど、お墓に対する社会環境の変化に対応するため、将来にわたり安心して納骨ができる選択肢の一つとして整備する公共合葬墓の建設につきましては、令和5年度当初予算審議での議会承認をいただきまして、現在建設工事が進み、今週中にはベースとなる基礎部分が終わる見込みで、予定どおり建設が進んでございます。

本施設については、本年10月の供用開始を予定していることから、使用資格や申請許可手続きなどの必要な事項を本条例について定めおいて定め、町民皆さんへの周知を行い、10月からの円滑な供用開始に向けて準備を進めていきたいというふうに考えております。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。

第1条は設置について、第2条では定義について、第3条では名称及び位置についてそれぞれ定めてございます。

第4条では使用資格として、まず第1号および第3号では、現に枝幸墓園、歌登霊園や各地域にございます14の公共用墓地、納骨堂を使用している方、第3号及び第4号では、枝幸町に住所または本籍を1年以上有している方、あるいは有していた方の焼骨を埋蔵しようとするものとして、いわゆる枝幸町に縁がある方々への使用資格を定め、第5号では、その他様々な事情によるケースが想定されますので、そういった場合にも対応できるよう、町長が特別な理由があると認め、認める方として定めているものでございます。

第5条は、使用の許可に関することを定め、10ページに移らさせていただきまして、4行目の第3項において、枝幸墓園、歌登霊園を使用している方が合葬墓を使用する場合は、今使っている墓園について、枝幸町墓地条例の規定により、現に使用している場所を原形に服してですね、返還していただくという旨の規定をしているものでございます。

第6条では、埋蔵の範囲といたしまして、民法725条に規定する親族、いわゆる6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族以外の焼骨の埋蔵はできない旨を定め、使用者に対して、埋蔵の範囲を明確に規定するものでございます。

第7条は、許可から1年を経過しても焼骨の埋蔵がされないときや、本条例および規則に違反したときに、許可を取り消せる旨を定めてございます。

第8条では使用料の納入について、第9条では使用料の不還付について、それぞれ定めております。

使用料につきましては、下段の別表をご覧ください。

区分、焼骨または改葬焼骨一定につき、合葬墓使用料は1万5,000円としております。

この料金設定につきましては、合葬墓を設置している市町村において墓地の区画価格や整備費を根拠としている場合などそれぞれの市町村において、様々な考え方で設定がされております。

宗谷管内では、猿払村が令和2年4月から、稚内市が令和5年5月から合葬墓の共用を開始しており、猿払村においては墓地の区画価格の2万円を、稚内市においては国保によって受けられる葬祭費の支給額3万円を、稚内市においては火葬場使用料が1万円でございます。

合葬墓の使用料を支払える額を根拠として、2万円を使用料として設定してのものでございます。

また、道内で合葬墓を設置している29市の平均使用料1万5,059円を参考にすることで検討いたしました結果、当町においては、稚内市同様の考え方を根拠として、当町における火葬場使用料1万5,000円と合葬墓使用料1万5,000円を合わせて、国保での葬祭費支給額3万円を支払える額を設定したものでございます。

次の区分の愛玩動物1体につき合葬墓使用料は、町内7,500円、町外1万5,000円を設定してございます。

近隣市町村など道内において、ペット用の合葬墓を自治体が設置している例は確認できず、他の自治体を参考として比較検討することができなかつたため、今回当町が整備しております。

約1,000体収容の先ほどの人骨用合葬墓の整備事業費と、約650体収容のペット用の合葬墓の整備事業費を同様の規模に置き換えた場合、ペット用の合葬墓の整備事業費が人骨用の合葬墓の約47%の整備費用割合となることから、先ほどご説明いたしました焼骨又は改葬焼骨1体につき1万5,000円の使用料の2分の1の7,500円を町内の使用料と設定し、火葬場の使用料と同様に、その2倍の額1万5,000円を町外処理として設定したものでございます。

条文に戻っていただきまして、第10条は、焼骨等の不還付等として、一度合葬墓に埋蔵したお骨については取り出すことができないため、返還しない旨の規定と合葬墓への埋蔵に際して、町は、民事上の争いに関し、その責めを負わないことを規定するものでございます。

第11条は、条例の施行に関し必要な事項を定める規則への委任を規定しております。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和5年10月1日から施行するとしております。

以上、提案理由の説明に代えさせていただきますので、ご審議の上、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（小原 仁君）以上をもちまして、本案に対する提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番野口議員。

○5番（野口洋郎君）2点ですね、第4条の(4)枝幸町に住所又は本籍を1年以上有していたものっていう部分ですけども、これは使用者側が証明しなければいけないものなのかっていうところを、ちょっと教えてもらいます。

○議長（小原 仁君）町民課長。

○町民課長（阿部勝義君）ただいまの野口議員のご質問にお答えします。

申請の際に証明はその方からいただきたいと思っております。ただ、やはり現にお墓を使用

してる方で、誰の遺骨が入ってるかわかんない場合もございますので、その場合については第5号の規定を、町長が特に認めるものというような形をですね条文化してございますので、現に枝幸の墓園あるいは公共の岡島ですとか、乙忠部、音標の墓地を利用されてる方、あるいは納骨堂利用されてる方については、そこはですね、戒名がついてる方の多分提出があると思う。

普通の階層と同じでございますので、そういった申請の手続きをしていただくということで私どもが証明するのではなくて、あくまでも亡くなった方々のそういった申請者が証明していただくということになります。

以上です。

○議長（小原 仁君） 5番野口議員。

○5番（野口洋郎君） はい、わかりました。

最後にですね、合葬墓1,000体ということなんですが、これがどれぐらいの期間持つのかっていう部分。

なんか、稚内の方でも予想以上に使用が増えているというような話を聞きますので、どれぐらいを予想しているのかだけ、ちょっと教えてください。

○議長（小原 仁君） 町民課長。

○町民課長（阿部勝義君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今回、産業厚生常任委員会の方でも資料提供させていただいておりますが、6寸の骨壺で計算して1,000体でございますので、6坪の骨壺と言いますと直径18センチ、高さが20センチですので、大体5,000CCペットボトルで10本程度の容量になって、それから逆算して1,000体ですので、お骨によってはですね、大きい方もいらっしゃいます、ちっちゃい方もいらっしゃいますし、子供のこともあるので、実際どのくらいってのは、ちょっとわからないんですが、そのために、あの、まず10月から供用開始してみますね、どういったお墓じまいをする方がいるのか、その方々がどのくらいのお骨を納めるのかっていうのを、ちょっと実際にやってみないとわからないとこあるので、ここは、そういった形でやらせていただいておりますね、見極めていきたいなというふうに思います。

先ほど言ったように、6坪6寸の骨壺で1,000体という形で、ご認識いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（小原 仁君） 他にございませんか。はい。6番小林議員。

○6番（小林正浩君） 6番小林です。

今の野口議員の質問とちょっと重複するんですが、その墓じまいをして、古い骨とかもいっぱいあると思うんですが、その部分の証明っていうのは、例えばどういう方法があるのか、具体的に何か良い方法があれば教えていただければ。

○議長（小原 仁君） 町民課長。

○町民課長（阿部勝義君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

合葬墓に入れる入れない関わらずですね、例えば、今の納骨堂から札幌市の納骨堂に移すですとか、枝幸の納骨から東京の自分のところに移すとかっていった場合は、改葬手続きが必要になりますので、これは墓地埋葬法に基づく手続きの中で改葬証明ってのを出すことになってございます。

そういった場合については、窓口に私どもの方に来ていただいて、死亡者の方がわからないよってときには、戸籍謄本、附票、除籍も含めて取っていただいて確認をしてい

ただくと、なおかつ、その方が親族であるという証明の書類も出していただくことになります。基本的にはそういった形になろうかと思えます。

なお、納骨堂に入ってる場合については、あの戒名がついてございますので、各お寺さんが、この方、いつ亡くなられたっちゅうのが多分一覧表で持っていると思えますので、そういった方々は、納骨堂お寺の証明書という形になりますので、そこら辺はあまり問題ないのかなというふうに私ども、今までの経験上認識しております。

以上です。

○議長（小原 仁君）6番小林議員。

○6番（小林正浩君）わかりました。

それともう1点、これちょっと、めったにないレアなケースかもしれないんですけど、お墓があってですね、そのお墓はそのまま維持する人間がいると。

ただ、親族の中に、そのお墓に入りたくなくて合葬墓に入れてほしいという希望があったとしたら、それは町としては受け入れるっていうふうに考えてよろしいですか。

○議長（小原 仁君）町民課長。

○町民課長（阿部勝義君）ただいまのご質問にお答えをいたします。

それぞれ、各親族・家庭の事情等があると思えますけども、条例が制定した後はですね、規則を制定することになってございまして、その規則の中には、配偶者がいる場合、子供がいる場合、その同意とお骨が入ったときにはもう返せませんよという承諾書をいただくことになってますので、その方がどういった配偶者がいるのか、子供がいるのか近い親戚の同意をいただくことになってますので、そういった同意が取れば、町は許可することになるというふうに思えますので、やっぱり一番大事なのは、自分がどこに入りたかって意思を親族の方々がわかって、それに同意した上でやっていただくということになろうかと思えますので、その辺は、これからやっていく中でいろんなケースが出てくるかと思えますけども、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小原 仁君）質問よろしいですか。他にございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○議長（小原 仁君）はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○議長（小原 仁君）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（小原 仁君）これより、議案第47号についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（小原 仁君）異議なしと認めます。

したがって、議案第47号枝幸町合葬墓条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第48号

○議長（小原 仁君）日程第13 議案第48号 令和5年度枝幸町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

財政課長。

(財政課長深井 信君 登壇)

○**財政課長(深井 信君)** 議案書 11 ページでございます。

議案第 48 号 令和 5 年度枝幸町一般会計補正予算について

令和 5 年度枝幸町一般会計補正予算第 1 号は、別紙に定めるところによる。

令和 5 年 6 月 27 日提出 枝幸町長。

別冊、令和 5 年度一般会計補正予算書第 1 号の 1 ページ目をお開き願います。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2,160 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 117 億 2,360 万 8,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第 2 条、地方債の変更は、第 2 表地方債補正による。

4 ページをお開き願います。

第 2 表地方債補正は、変更が 2 件ございまして、変更内容は全て限度額のみで、起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

1 件目は、辺地対策事業で、補正前限度額 3,550 万円を補正後限度額 3,580 万円に増額。

2 件目は、過疎対策事業で、補正前限度額 14 億 4,260 万円を補正後限度額 14 億 9,570 万円に増額するものでございます。

今回の補正予算につきましては、歳出では主に新型コロナウイルス感染症対策費として、電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業などの 5 つの事業の追加ふるさと未来応援基金活用事業として、中小企業等活性化助成事業や、医療技術者等修学資金貸付事業など、またその他特別会計や企業会計への繰出金などを提案させていただいております。

歳入におきましては、各種事業に係る国庫支出金の交付決定に伴う町債との財源調整、財源を補うための財政調整基金繰入金や、ふるさと未来応援基金繰入金などを計上させていただいております。

それでは、事項別明細書により補正額をもってご説明申し上げます。

10 ページをお開きください。歳入でございます。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金は 2,130 万 7,000 円の増額で、主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの総務管理費補助金 6,502 万 5,000 円の増額。社会資本整備総合交付金の交付決定に伴い、道路橋梁費補助金 4,371 万 8,000 円の減額でございます。

16 款道出金 2 項道補助金は 1 万 2,000 円の増額で、農業費補助金でございます。

19 款 1 項繰入金は 4,688 万 9,000 円の増額で、主なものは、財政調整基金繰入金 1,975 万 9,000 円、ふるさと未来応援基金繰入金 2,570 万円でございます。

22 款 1 項町債は 5,340 万円の増額で、主なものは、環境衛生債の一般廃棄物最終処分場整備事業過疎債 740 万円の増額、道路橋梁債は 4,320 万円の増額で、先にご説明いたしました国庫補助金の社会資本整備総合交付金の交付決定に伴い、財源の振替を行ったものでございます。

以上、下段の歳入合計は、補正前の額 116 億 200 万円に対し、1 億 2,160 万 8,000 円を増額し、117 億 2,360 万 8,000 円とするものでございます。

歳入は以上です。

続いて、歳出をご説明いたします。14 ページをお開きください。

2 款総務費は、7,088 万 9,000 円の増額。内訳は、1 項総務管理費は 6,930 万 4,000 円の増額で、主なものは、15 ページ 3 つ目、予防接種経費 156 万 2,000 円の増額、その下、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 246 万 3,000 円の追加、その下、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業は 6,445 万 4,000 円の追加等で、主なものはその下、電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業 3,900 万円の追加、17 ページ上、介護障害福祉事業者物価高騰対策支援事業 910 万円、その下、水産加工業者物流体制緊急特別支援事業 700 万円それぞれ追加。その下、小中学校感染症対策事業 795 万 4,000 円の増額、その下、小中学校給食食材費高騰対策事業 140 万円追加でございます。

16 ページに戻りまして、5 項統計調査費は 158 万 5,000 円の増額で、指定統計調査経費でございます。

20 ページになります。3 款民生費、1 項社会福祉費は 390 万円の増額で、地域包括ケアシステム推進事業でございます。

22 ページ、4 款衛生費は 1,224 万 9,000 円の増額。内訳は、1 項保健衛生費が 179 万 9,000 円の増額で、主なものは、23 ページ二つ目、医療技術者等修学資金貸付事業 100 万円の増額でございます。

22 ページに戻りまして、2 項清掃費が 1,045 万円の増額で、一般廃棄物最終処分場整備事業でございます。

24 ページ、6 款農林水産業費は 36 万 8,000 円の増額。内訳は、1 項農業費が 8,000 円の増額で、多面的機能支払推進交付金事業、2 項林業費は 3 万円の増額で、森林環境譲与税活用事業、3 項水産業費は 33 万円の増額で、漁船上下化施設整備事業でございます。

26 ページ、7 款 1 項商工費は 2,624 万 3,000 円の増額で、主なものは 27 ページ上、中小企業等活性化助成事業 2,272 万 5,000 円、その下、水産物鮮度保持加工処理施設管理経費 151 万 8,000 円、その下、雇用施設等整備事業 200 万円のそれぞれ増額でございます。

28 ページになります。8 款土木費は 417 万 5,000 円の増額。内訳は、1 項道路橋梁費は補正額はなく、財源振替をしております。4 項都市計画費は 417 万 5,000 円の増額で、下水道事業会計出資及び運営経費でございます。

30 ページ、10 款教育費は 378 万 4,000 円の増額。内訳は、2 項小学校費が 53 万 8,000 円の増額で、小学校管理経費及び小学校教材等整備経費、5 項保健体育費が 324 万 6,000 円の増額で、31 ページ 3 つ目、社会体育施設管理運営経費 175 万円、その下、給食センター管理運営経費 149 万 6,000 円のそれぞれ増額でございます。

以上、30 ページ下段の歳出合計は、補正前の額 116 億 200 万円に対し、1 億 2,160 万 8,000 円を増額し、117 億 2,360 万 8,000 円とするものです。

33 ページ以降の予算説明書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、令和 5 年度枝幸町一般会計補正予算第 1 号の内容説明とさせていただきます。

なお、予算付属資料として、普通建設事業、補正予算一覧表を添付しております。

また、令和4年度建設工事等業者別発注一覧表および5月末現在の令和5年度建設工事等発注一覧表を参考資料として配付させていただきますので、併せてご参照ください。

それでは、よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（小原 仁君）以上をもちまして、本案に対する提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出全般についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

5番野口議員。

○5番（野口洋郎君）1点だけ、31ページの社会体育施設管理運営経費の中で、防球ネット点検口設置業務委託料175万円、これについてちょっと説明をお願いします。

○議長（小原 仁君）社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤美智代君）ただいまのご質問にお答えいたします。

これはですね、かもめアリーナのLED化の工事をするために施設内全部ネット張ってありますので、その工事をするLEDの工事をするところを一つ一つ取ってまた閉じて、また開けて取ってってする工事のものです。

以上です。

○議長（小原 仁君）5番野口議員。

○5番（野口洋郎君）わかりました。僕はね、サブグラウンドってありますよね。

あそこのバックネット、あれが倒壊したじゃないですか。あれに関係するものなのかなと思ったんですが、あれについては何か、予算的な措置があるのかどうかそれをちょっと教えてもらえますか。

○議長（小原 仁君）社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤美智代君）ただいまのご質問にお答えいたします。

枝幸球場のバックネットの倒壊の件だと思うんですけども、4月に季節外れの積雪と強風により損壊しております。

そこにつきましては、まずバックネットの撤去解体を行いまして、廃校になりました乙忠部小学校からバックネットを移設して、仮設バックネットとして使用させていただいております。

そのバックネットが、ちょっとあの、高さ3mほど幅が7mほどで、ちょっと小さいので、野球少年団と中学生に限定して利用させていただいてるんですけども、今後につきましてはですね、ちょっと、今、現在その少年団と中学生限定して使用している状況をちょっと見ながら、来年度以降に向けて、ちょっと検討していきたいと考えております。

○議長（小原 仁君）5番野口議員。

○5番（野口洋郎君）私、たまたま、あそこを通りかかってバックネットが倒壊してて愕然としたんですが、あれは予想できなかったものなのか。

要するに、バックネットがバーンと後ろに倒れてるわけですよね、大きなものがあって、誰もいないときだったから多分良かったんだろうと思いますが、あの使用中だとか、例えば、後ろに誰かが居たときに、あの事態が起こったら大変な大惨事になったというふうに私は思うんですが、その辺をどういうふうに考えてるのかとか、それが予見できなかったのかっていうところを、ちょっと答えていただけますか。

○議長（小原 仁君）社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤美智代君）ただいまのご質問にお答えいたします。

この野球場枝幸球場の管理につきましては、指定管理者において管理しているんですけども、指定管理者の方からも腐食が激しいのでっていうのと、それから常時利用されている野球関係団体の方々からも要望は出ておりました。

ただ、大変申し訳ないんですけども、私の方でも、これほどまでにすぐに倒壊するっていう予見はできかねましたって、本当に時期っていうか倒壊したのが誰も使っていないときであって、それもその倒壊する前日はあの、野球少年団とかの方たちが、もうすぐ使う時期だということで、整備等々していたので、運がいいって言ってしまえばそれまでだったんですけども、これから先はですね、もう少し皆さんの声を忠実に聞きながら、もっとしっかりした管理をしていきたいなとは思っております。

○議長（小原 仁君） 5番野口議員。

○5番（野口洋郎君） これはね、おそらく大問題なんですよ。本当に怪我人がなかったから、何事もなかったようにすんなりいってますけども、けが人があったら大変な作業だし、各施設をね、やはり早急に見直すことが必要だというふうに思います。

枝幸は海の町だから、腐食がやっぱり大きいんですよ。それで、おそらくね予見は出来、だって多くの方が危ないんじゃないかって言ってたわけだから、予見ができたわけで、それをしなかったっていうのは、非常に怠慢としか言いようがないと思うんですね。

それで、見ましたよ持ってきたバックネット。あれではね、バックネットの用は足さないんですね。野球やってる人はわかると思うんですけども、キャッチャー裏に上がるファールフライっていうのはかなり高く大きく出るものなんです。小学校でも中学校でも出るんですよあのバックネットだと、完全に公園に入っちゃいますよね。

その辺どう考えているのか、来年度とか言ってるけど、これから野球のシーズン真っ盛りになるわけで、それをねこのシーズン、あの、バックネットで過ごせっていうのは非常に酷な話だと思うんですが、その辺はどう考えてるのか、ちょっと教えてもらえますか。

○議長（小原 仁君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤美智代君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに私も一度拝見しましたが、以前あったバックネットに比べたら相当小さいと認識はしております。

とりあえず、とりあえずっていうか、今置いてあるものは、一応あの仮設っていうことで様子見させてもらっております。

今、確かにこれから野球シーズンですので、本当でしたらすぐにでも大きいものを設置してあげたいなという気持ちもあるのですが、例えばですけども、例えば大きいものを設置するとなりましたら、またちょっと時間がかかってくるっていうのもありますし、あとこれから先のことですよね。

あと利用者が、この先どれくらい出てくるのかっていうこともちょっとありまして、とりあえず申し訳ないんですけども、今年度は様子見させていただきたいなと思っております。

○議長（小原 仁君） 5番野口議員。

○5番（野口洋郎君） あのですよね、バックネットってね、網でしょう。両方に支柱あれば作れるんですよ。時間かかると予算かかるってそれは当たり前。かかるのは当たり前なんですよ。

だけども、ネットがないと野球ってできないんですよ基本的に。あれはねキャッチボールしかできない。

あのバックネットだよ、だからやっぱりこれちょっと考えて、あの応急なものって作れるんですよ支柱、太い支柱2本立てればいいわけですから。

だからそれはね、本当にあの工期だってすごく短く作れるし、それ、予算立ててね、やるべきだと思うんですが、教育長どうですか、そこをお願いできないですかね。

○議長（小原 仁君） 教育長。

○教育長（小川俊輝君） ちょっと、私が今すぐやりますっていう、ちょっと今、すごくここではお答えできないんですけども、確かに今、今んとこ、少年団と中学生ですね、子供たちはまずやれる状況というところで、あと大人の部分については、いろいろ基本的には歌登球場を利用させていただいたりとかね、そういうこともちょっとそういうことを兼ねながらですね、ちょっとこれから、ちょっと検討させていただきたいと思います。

あとですね、やはり議員おっしゃるとおり、社会教育施設も経年劣化で、かなり状態が悪い部分もちょっといろいろ考えられますんで、やはり、これが人に損害与えたりするのが一番あってはならないことなんですんでね、その辺の総点検はですね、ちょっと教育委員会総出でやんなきゃいけないなというふうには今回の件でつくづく感じております。以上です。

○議長（小原 仁君） 5番野口議員。

○5番（野口洋郎君） 是非お願いしたいと思います。

それでね、僕ら住民からするとですよ、隣にあんだけ立派なサッカーをする施設設備があって、人工芝のね、3億かけて造った設備があって、その横の野球場がバックネットひとつつけれないのかって、そういうのが住民たちの声です。

その辺、是非受け取っていただいて、検討いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小原 仁君） 他にございませんか。はい、6番小林議員。

○5番（小林正浩君） 6番小林です。

ちょっと細かいところから始めたいと思います。15ページ一番上の枝幸バスパターミナル管理経費、燃料費として25万9,000円ですかあがってます。

この時期って感じなんですけど、内容をちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（小原 仁君） 企画参事。

○企画課参事（佐藤貴幸君） ただいまの小林議員のご質問にお答えいたします。

今年度、機構改革によりまして、バスターミナルの管理経費につきましては、企画課の方に公共交通がですね設置されまして、バスターミナルの管理経費につきましても、企画課の方に所管が変わっておりますので、私の方から答弁させていただきます。

バスターミナルの管理経費の燃料費、その下、修繕料でございますが、バスターミナル正面のですね、入口手すりですね破損をしていることがですね、本年3月の1日にですね確認をしました。

年度末ということもありましてですね、既に令和4年度の予算につきましては消化をしておりましたが、高齢者を初めバスターミナルを利用される皆さんがですね、入口の段差を安全に歩行する面からですね、早急な修繕が必要ということで判断をいたしまして、令和5年度当初予算でですね措置されておりました修繕料の他ですね、不足分をですね、燃料費の方から振り替えした中で4月に修繕を行っております。

それによりましてですね、当初予算で措置されておりました金額の同額と不足分の燃料費からですね、今回振替分と合わせて今回予算要求をさせていただいたということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（小原 仁君）はい、6番小林議員。

○5番（小林正浩君）わかりました。じゃあ、次の質問に移らせていただきます。

23ページの下段ですか、一般廃棄物最終処分場整備事業で1,045万円補正になってまして、これ実施計画とか測量をっていう話だったと思うんですが、この1,045万円増えた内容についてお聞かせ願えれば。

○議長（小原 仁君）町民課長

○町民課長（阿部勝義君）ただいまの小林議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1,045万円につきましては、今年度当初予算で継続費で9億3,500万計上させていただいておりましたが、それはあの、埋立処分地の浸水処理施設の更新工事でございます、それに絡んでですね今回、昨年度末から北海道と新しい浸出水処理施設を更新するうえで、当初届け出しておりました一般廃棄物の変更届け出が必要になります。

そういったところで言いますと、歌登の処分場は、平成10年から埋立処分地が稼働しておりまして、もう数十年来稼働していると、そういった中で、当初設置届を出した現況と今の現況が変更になっている箇所、これについても、変更届け出のうえで測量をしっかりとさせていただきたいという旨の指導と既に埋め立てが終わってる部分のガス抜き管についても、適正な管理の都合上、廃止を将来廃止に向けたモニタリングの管でもありますので、しっかりとその辺の管の設置もさせていただきたいという指導がありまして、それに対応するもの。

もう一つは、先ほど申し上げました浸出水の処理施設については9億3,500万で、3ヶ年事業として実施しますが、歌登の処分地については、ご承知のとおり平成10年から供用開始しておりまして、合併後、枝幸の埋め立て処分地をメインに使っておりましたので、その埋立処分地が令和8年3月ぐらいで満杯になって、次は歌登がメインになるということで今、更新事業を進めております。

そういった中ではもう、本来であれば歌登の処分場埋立が満杯になるところなんですけども、やはりこれだけ老朽化、経年劣化しておりますと、シートにほつれが出てきたりですとか、のり面が少し崩れてたりとか、そういった機能回復の補修工事も行わないといけないということで、内訳といたしましては、現況測量に159万5,000円。

来年度6年度7年度に行おうとしている埋立処分地の機能回復の実施設計、これに579万7,000円で今年度北海道から早急にガス管の設置工事をしてくださいという指導を受けておりますので、それに伴う費用が305万8,000円、合計1,045万円は今回措置をさせていただいて、しっかりと埋立処分地の適正な維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小原 仁君）6番小林議員。

○5番（小林正浩君）わかりました。

それでは最後にですね、最後の違う、ごめんなさい。

27ページ、真ん中ですね、水産物鮮度保持加工処理施設管理経費151万8,000円ですか、ホタテの玉冷の自動選別機に係る経費だと思うんですが、この増額の理由も教えい

ただければ。

○議長（小原 仁君）水産商工課長。

○水産商工課長（黒川勇人君）ただいま小林議員のご質問にお答えいたします。

町の施設でございます水産物鮮度保持加工処理施設につきましては、このホタテ玉冷の自動選別機、これ施設設置当初からですね、稼働しているものでございまして、この選別機を動かす駆動のチェーンで動いておるんですが、これが4本ついてます。

これは、やはり磨耗によりましてですね、今後の選別作業に支障が出るということで、この度交換が必要だということで、指定管理者の方にですね、特別負担金として交付するものでございます。

それと合わせましてですね、排水管、こちらにつきましては破損してるということで、こちらも含めてですね、含めて負担金として交付するものでございます。

以上でございます。

○議長（小原 仁君）6番小林議員。

○5番（小林正浩君）6番小林です。はい、わかりました。

では、最後に、その下の保養施設等整備事業の修繕料として200万あがってますが、この内容について、お願いします。

○議長（小原 仁君）観光課参事。

○観光課参事（堀川 光君）今回、計上しました補正予算の概要でございますが、ホテルニュー幸林、男子サウナ室の内装等の修繕にかかる費用を計上しました。

ニュー幸林男子サウナ室におきましては、経年劣化により内装の損傷が著しく、また、サウナ室内天井内部のですね、結露等による影響から天井の羽目板が反り返って危険であり、利用者の安全確保のために早急に修繕する必要がありますことから今回、当初計上しておりました修繕費で対応することといたしました。

今年度予定しておりました保養施設等の修繕料の不足額を補正予算として計上いたしました。

以上です。

○議長（小原 仁君）よろしいですか。

○5番（小林正浩君）はい、質問を終了します。

○議長（小原 仁君）他にございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○議長（小原 仁君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○議長（小原 仁君）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第48号について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（小原 仁君）異議なしと認めます。

したがって、議案第48号 令和5年度枝幸町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

もう1時間以上経ちますので15時、3時25分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時25分

◎日程第14 議案第49号

○議長（小原 仁君） それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

日程第14 議案、議案第49号 令和5年度枝幸町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長。

（水道課長井勝浩君 登壇）

○水道課長（桜井勝浩君） 議案書12ページでございます。

議案第49号 令和5年度枝幸町簡易水道事業特別会計補正予算について。

令和5年度枝幸町簡易水道事業特別会計補正予算第1号は、別紙に定めるところによる。

令和5年6月27日提出 枝幸町長。

別冊、令和5年度簡易水道事業特別会計補正予算書第1号の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,077万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

今回の補正予算につきましては、本年10月1日から開始されますインボイス制度に対応するため、水道料金システムの一部に改修の必要が生じたことによる委託料の追加及び車両に係る燃料費が不足することから、燃料費の追加をお願いするものでございます。

補正内容につきましては、事項別明細書により、補正額をもってご説明申し上げます。

10ページをお開きください。歳入でございます。

2款1項繰入金79万9,000円の増額で、事務費の追加に伴う一般会計繰入金の増額でございます。

歳入は以上で、下段の歳入合計は、補正前の額2億5,997万6,000円に対し、79万9,000円を増額し、2億6,077万5,000円とするものでございます。

次に14ページをお開きください。歳出でございます。

1款水道総務費、1項総務管理費79万9,000円の増額で、内訳は15ページ一般管理経費が67万5,000円の増額、その下、簡易水道施設管理経費が12万4,000円の増額でございます。

以上、歳出合計は、補正前の額2億5,997万6,000円に対し79万9,000円を増額し、2億6,077万5,000円とするものでございます。

以上、令和5年度の、令和5年度簡易水道事業特別会計補正予算書第1号の内容説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（小原 仁君） 以上で、本案に対する提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出全般についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「ありません」と言う人あり)

○議長(小原 仁君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「ありません」と言う人あり)

○議長(小原 仁君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、議案第 49 号について採決をいたします。
お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(小原 仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 49 号 令和 5 年度枝幸町簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議案第 50 号

○議長(小原 仁君) 日程第 15 議案第 50 号 令和 5 年度枝幸町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長。

(水道課長井勝浩君 登壇)

○水道課長(桜井勝浩君) 議案書 13 ページでございます。

議案第 50 号 令和 5 年度枝幸町水道事業会計補正予算について

令和 5 年度枝幸町水道事業会計補正予算第 1 号は別紙に定めるところによる。

令和 5 年 6 月 27 日提出 枝幸町長。

別冊、令和 5 年度枝幸町水道事業会計補正予算書第 1 号の 1 ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、収益的収支で本年 10 月 1 日から開始されますインボイス制度対応、インボイス制度に対応するため、水道料金システムの一部に改修の必要が生じたことによる委託料の追加及び水道課事務所の屋上修繕に係る修繕費の追加をお願いするものでございます。

総則第 1 条、令和 5 年度枝幸町水道事業会計の補正予算書補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。

収益的支出、第 2 条、令和 5 年度枝幸町水道事業会計予算、第 3 条に定めた収益的収支の予定額を次のとおり補正する。

支出、第 1 款水道事業費用、既決予定額 1 億 5,543 万 6,000 円に対し、第 1 項営業費用で 125 万 8,000 円を増額し、1 億 5,669 万 4,000 円とするものでございます。

3 ページをお開き願います。補正予算実施計画でございます。

補正の内容につきましては補正額をもってご説明申し上げます。

収益的支出、1 款水道事業費用、1 項営業費用が 125 万 8,000 円を増額で、総係費における委託料及び修繕費の増でございます。

収益的支出は以上でございます。

5 ページ以降は予算説明書で資料として添付してございます。説明は省略させていただきます。

以上で、令和 5 年度枝幸町水道事業会計補正予算書第 1 号の内容説明とさせていただきます。

きます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（小原 仁君）以上をもちまして、本案に対する提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出全般についての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○議長（小原 仁君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○議長（小原 仁君）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 50 号について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（小原 仁君）異議なしと認めます。

したがって、議案第 50 号 令和 5 年度枝幸町水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎日程 16 議案第 51 号

○議長（小原 仁君）日程第 16 議案第 51 号 令和 5 年度枝幸町下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長。

（水道課長井勝浩君 登壇）

○水道課長（桜井勝浩君）議案書 14 ページでございます。

議案第 51 号 令和 5 年度枝幸町下水道事業会計補正予算について。

令和 5 年度枝幸町下水道事業会計補正予算第 1 号は、別紙に定めるところによる。

令和 5 年 6 月 27 日提出 枝幸町長。

別冊、令和 5 年度枝幸町下水道事業会計補正予算書第 1 号の 1 ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、収益的収支では公共下水道事業において、雨水管渠に補修の必要が生じたことによる修繕費の追加及び本年 10 月 1 日から制度が開始されますインボイス制度対応のため、水道料金システムの一部に改修の必要が生じたことから、委託料の追加をお願いするものです。

また、資本的収支では、公共下水道事業の機器更新工事において、機器の単価等の上昇および今年度の施設整備に係る国庫補助金の額が当初に予定していた金額より多く交付される見込みとなったことから、事業計画を前倒しして実施するため、事業費の追加をお願いするものでございます。

総則第 1 条、令和 5 年度枝幸町下水道事業会計の補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第 2 条、令和 5 年度枝幸町下水道事業会計予算、第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

公共下水道事業第4号、主要な建設改良事業で、枝幸下水終末処理場機器更新機械電気設備工事で1,000万円を増額し、1億1,700万円とするものでございます。

第3条および第4条につきましては、款の補正予定額をもって説明させていただき、項につきましては、5ページ以降の補正予算実施計画で説明させていただきます。

収益的収入および支出、第3条予算第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

款の収入及び支出の補正予定額は同額で、第1款公共下水道事業167万5,000円の増額。収益的収入及び支出の合計は、既決予定額5億8,431万2,000円に対し、167万5,000円を増額し、5億8,598万7,000円とするものでございます。

2ページに参りまして、資本的収入及び支出、第4条予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入、第1款公共下水道事業1,000万円の増額。資本的収入合計では、既決予定額2億9,818万4,000円に対し1,000万円を増額し、3億818万4,000円とするものでございます。

3ページに参りまして、資本的支出、第1款公共下水道事業1,000万円の増額。資本的支出合計では、既決予定額4億4,482万5,000円に対し1,000万円を増額し、4億5,482万5,000円とするものでございます。

企業債第5条、予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり改める。

変更は1件の限度額の変更で、起債の方法、利率、償還の方法につきまして変更はございません。起債の目的は、枝幸下水終末処理場機器更新事業で、補正前限度額2,890万円を補正後限度額3,140万円とするものでございます。

5ページをお開きください。補正予算実施計画でございます。

補正の内容につきましては、補正額をもってご説明申し上げます。

初めに、収益的収入でございます。1款公共下水道事業収益、2項営業外収益が167万5,000円の増額で、一般会計負担金でございます。

6ページに参りまして、収益的支出でございます。1款公共下水道事業費用、1項営業費用が167万5,000円の増額で、環境管理費における修繕費の増及び総係費における委託料の増でございます。

収益的収入及び支出は、以上でございます。

次に9ページをお開きください。資本的収入でございます。

1款公共下水道事業資本的収入は1,000万円の増額で、内訳は、1項企業債が250万円、2項国庫補助金が500万円、3項他会計出資金が250万円で、いずれも増額で事業費の追加によるものでございます。

10ページに参りまして、資本的支出でございます。

1款公共下水道事業資本的支出、1項建設改良費が1,000万円の増額で、枝幸下水終末処理場機器更新機械電気設備工事に係る事業費の追加でございます。

資本的収入及び支出は以上でございます。

13ページ以降は、予算説明書で資料として添付してございますので、説明は省略させていただきます。

以上で、令和5年度枝幸町下水道事業会計補正予算書第1号の内容説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小原 仁君）以上をもちまして、本案に対する提案理由の説明が終わりました。
これから質疑を行います。歳入歳出全般についての質疑を許します。ありません、ありませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○議長（小原 仁君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○議長（小原 仁君）討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより議案第 51 号について採決をいたします。
お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（小原 仁君）異議なしと認めます。

したがって、議案第 51 号 令和 5 年度枝幸町下水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎日程 17 報告第 3 号

○議長（小原 仁君）日程第 17 報告第 3 号 令和 4 年度オホーツク枝幸株式会社の経営状況について、ご報告願います。

観光課参事。

（観光課参事堀川 光君 登壇）

○観光課参事（堀川 光君）議案書 15 ページをお開き願います。

報告第 3 号 令和 4 年度オホーツク枝幸株式会社の経営状況について。

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 4 年度オホーツク枝幸株式会社の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 27 日提出 枝幸町長。

16 ページ、報告第 3 号別紙をお開き願います。

オホーツク枝幸株式会社より提出のあった令和 4 年度事業報告及び決算の主な内容について報告します。

（1）組織の状況でございます。オホーツク枝幸株式会社は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間、枝幸町保養施設南宗谷ゴルフ場の指定管理者として協定を締結し、3 年目の運営を終えたところであります。

従業員の状況としては、社員の採用は 5 名、退職は 1 名、パートタイム職員では原則、欠員が生じた場合に補充対応としているほか、安定した施設運営を図るため、施設の枠組みにとらわれない横断的な人員配置により、人材不足を補っております。

3 月 31 日現在の従業員数は、社員 33 名、パートタイム 49 名、計 82 名となっております。

次に 16 ページ中段から 17 ページ上段までの（2）保養施設の運営状況でございます。

初めに、長引くコロナ禍の影響に加え、物価高騰により産業全体が厳しい状況の中、利用者の健康維持増進と福祉向上のため、両ホテルの運営に努めてきたところです。

宿泊部門は、コロナウイルス感染拡大の影響を受けた令和 2 年以降、宿泊者数の減少が続いておりましたが、観光需要喚起策である全国旅行支援どうみん割北海道ラブ割の

効果に加え、ビジネス客の需要増加もあったことから、両ホテルにおいて、前年度を上回る実績となりました。

入浴部門につきましても、近年のサウナブームもあり、両ホテルで前年度を上回る実績となりましたが、グリーンパークホテルでは、以前より給湯暖房用真空ボイラーの老朽化による不調が続いており、日帰り入浴の営業時間を一部繰り下げることで対応してきたところであります。

レストラン部門は、観光需要の回復に伴う利用者数の増加と、どうみん割などの全国旅行支援事業の利用者の利用者に配布された北海道応援クーポンやオホーツク枝幸活力商品券など各種クーポンなどによる需要喚起の効果もあり、ニュー幸林における利用者数並びに売上高が平成 29 年度以降では最高の実績を上げております。

グリーンパークホテルでは、令和 2 年度以降減少していた。プラン利用者数が前年度実績を上回ったものの、厨房業務での慢性的な人員不足から積極的な営業活動ができなかったこともあり、コロナ以前までの回復には至りませんでした。

今後は、厨房業務の人員不足の解消を図り、積極的な営業活動により利用者数の回復を図ります。宴会利用につきましては、両ホテルともに前年度実績を上回りましたが、依然、長引いたコロナ感染症の影響により、宴会需要は減少したままでありましたことから、利用者の大きな回復には至りませんでした。

両ホテルにおいては、段階的な行動制限の緩和や観光需要の増加により、各部門で利用者数並びに売上高が前年度実績を上回りましたが、原材料価格の高騰並びにエネルギー価格上昇の影響が著しく売上原価等の経費の増加が経営を大きく圧迫していたことから、宿泊料金等の引き上げを実施したところであります。

しかしながら、原材料費、エネルギーコストの増加を価格改定のみで吸収することは困難でありますことから、職員一人一人が経費削減の意識を持ち、安定したサービスの提供に努めてまいります。

17 ページ中段に移りまして、宿泊者数では、ホテルニュー幸林の宿泊者数が 1 万 8,733 人、前年度対比 107%、グリーンパークホテルで 1 万 4,220 人、前年度対比 132%、コテージは 794 人、前年度対比で 128%です。

入浴者数は、ホテルニュー幸林で 4 万 5,516 人、前年度対比 111%、グリーンパークホテルで 1 万 3,919 人、前年度対比 114%となっています。

売上高及び利益はともに税抜きで、ホテルニュー幸林が売上高 2 億 4,027 万 4,000 円で、1,770 万 9,000 円の営業損失 471 万 4,000 円の経常損失となっています。

歌登グリーンパークホテルでは、売上高 1 億 2,636 万 6,000 円、3,636 万 6,000 円の営業損失 989 万 1,000 円の経常損失となっています。

次に 18 ページ、(3) 南宗谷ゴルフ場の運営状況でございます。令和 4 年度は、ゴールデンウィーク初日となった 4 月 29 日のオープン以降、大きな災害等もなく、11 月 6 日のクローズまで順調に営業を行うことができました。

前年度には、コース内においてクマの出没が確認されたことから、爆竹によるクマよけなどの対策を行い、安全なプレイ環境の確保に努めたところであります。

近年減少していた利用者数も、地元を初め近隣地域におけるゴルフ人口の増加、シーズンを通して天候に恵まれたこともあり、令和 4 年度のプレー者数は、令和元年度以来の 4000 人を超える利用者実績となり、売上高でも、令和 3 年度から 2 年連続でのプレー料金改定の効果並びに利用者数の増加に伴い、前年度を上回る実績となりました。

南宗谷ゴルフ場は、開業から30年以上が経過し、クラブハウス、乗用カートなど設備の老朽化による改修修繕などの諸課題がありますことから、緊急性の高いものから改善を図り、利用者の安心安全を確保できるよう、円滑な施設運営に努めます。

下段の表の通り、利用者数は4,180人80人で、前年度対比121%、税抜きでの売上高は1,786万4,000円、860万1,000円の営業損失130万7,000円の経常損失で、経常損失です。

次に19ページ、損益計算書、金額は税抜きでございます。

初めに、両ホテルの入浴料、宿泊料、ゴルフ場の使用料、食堂売店の収入など売上高合計は3億8,450万4,328円です。売上高から売上原価8,133万8,529円を差し引いた売上総利益は3億316万5,799円で、人件費や光熱水費などの販売費及び一般管理費合計が3億7,870万8,060円、これを差し引いて7,554万2,261円の営業損失となっております。

次に、営業外収益の主なものとして、町からの指定管理料繰入が6,727万2,728円、雑収入166万5,745円、北海道の道外人材確保奨励金の給付金が10万円などで、営業外収益合計は6,903万8,933円です。

営業損失に営業、営業外収益を加え、605万3,328円の営業損失、特別利益、特別損失、法人税、住民税および事業税を加減し、718万3,328円の当期純損失でございます。

20ページのオホーツク枝幸株式会社全社の貸借対照表につきましては、読み上げでの報告は省略します。

なお、本決算につきましては、令和5年6月5日開催の令和5年度定時株主総会にて承認されております。

最後に、約3年にもわたる新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい環境にあり、加えて物価高騰、エネルギーコストの上昇が依然続いている状況の中、より一層の経費節減意識を高めながら、一丸となって利用者の安心安全に配慮した施設運営に取り組んでまいります。また、新型コロナウイルス感染症の5類移行により、行動制限が解除された今後のニーズを踏まえ、より多くの皆様にご利用いただけるよう、できる限りの集客と、収益の向上に努めながら、私ども、町とオホーツク枝幸株式会社職員の総力をもって取り組んでまいります。

以上、経営状況の報告とします。

○議長（小原 仁君）以上をもちまして、報告が終わりました。

本件は、報告済みといたします。

◎日程18 報告第4号

○議長（小原 仁君）日程第18 報告第4号 令和4年度枝幸町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告願います。

財政課長。

（財政課長深井 信君 登壇）

○財政課長（深井 信君）議案書21ページでございます。

報告第4号 令和4年度枝幸町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度枝幸町一般会計繰越明許費繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和5年6月27日提出 枝幸町長。

22 ページの繰越計算書をご覧ください。

繰越事業は全部で 11 事業ございまして、国際情勢による半導体など資材の納期遅延に関わる事業が 5 件と、国道において繰越措置する事業が 6 件となっております。

1 件目が、2 款総務費、1 項総務管理費の社会保障税番号制度導入経費で、金額および翌年度繰越額は同額の 630 万 1,000 円、繰越額の財源内訳は、未収入特定財源の国道支出金でございます。

2 件目は、同じく 2 款総務費、1 項総務管理費の地域総合整備資金貸付事業で、金額及び翌年度繰越額は同額の 9,500 万円、繰越額の財源内訳は、未収入特定財源の詳細でございます。

3 件目は、同じく 2 款総務費、1 項総務管理費の地域公共交通活性化事業で、金額及び翌年度繰越額は同額の 2,104 万 2,000 円、繰越額の財源内訳は、未収入特定財源の町債が 2,000 万円、一般財源が 104 万 2,000 円でございます。

4 件目は、6 款農林水産業費、1 項農業費の道営草地整備事業、公共牧場整備事業で、金額及び翌年度繰越額は同額の 5,400 万円、繰越額の財源内訳は、未収入特定財源の国道支出金が 350 万円、その他 4,700 万円のうち、受益者負担金が 4,300 万円、産業振興基金繰入金が 400 万円で、一般財源が 350 万円でございます。

5 件目は、同じく 6 款農林水産業費、1 項農業費の公社営草地畜産基盤整備事業で、金額及び翌年度繰越額は同額の 3,382 万 1,000 円。繰越額の財源内訳は、未収入特定財源の町債が 460 万円、その他、受益者負担金でございますが 2,914 万 1,000 円、一般財源が 8 万円でございます。

6 件目は、6 款農林水産業費、2 項林業費の森林環境譲与税活用事業で、金額及び翌年度繰越額は同額の 2,000 万円、繰越額の財源内訳は、未収入特定財源のその他で、森林環境譲与税基金繰入金でございます。

7 件目は、同じく 6 款農林水産業費、2 項林業費の木材加工施設整備事業で、金額及び翌年度繰越額は同額の 1 億 2,684 万 9,000 円、繰越額の財源内訳は、未収入特定財源の国道支出金が 1 億 767 万 2,000 円、その他は、産業振興基金繰入金 1,917 万 7,000 円でございます。

8 件目は、6 款農林水産業費、3 項水産業費の漁船上下化施設整備事業で、金額及び翌年度繰越額は同額の 1,244 万円、繰越額の財源内訳は、未収入特定財源の町債が 1,240 万円、一般財源が 4 万円でございます。

9 件目は、8 款土木費、3 項港湾費の枝幸港改修事業直轄で、金額及び翌年度繰越額は同額の 525 万円、繰越額の財源内訳は、未収入特定財源の町債が 520 万円、一般財源が 5 万円でございます。

10 件目は、8 款土木費、4 項都市計画費の下水道事業会計出資及び運営経費で、金額及び翌年度繰越額は同額の 3,530 万円、繰越額の財源内訳は、未収入特定財源の詳細でございます。

最後 11 件目は、8 款土木費、5 項住宅費の公営住宅整備事業で、金額及び翌年度繰越額は同額の 1 億 4,500 万円、繰越額の財源内訳は、未収入特定財源の国道支出金が 5,000 万円、一般財源が 9,500 万円でございます。

合計でございますが、金額及び翌年度繰越額は同額の 5 億 5,500 万 3,000 円、繰越額の財源内訳は、未収入特定財源の国道支出金が 1 億 6,747 万 3,000 円。町債が 1 億 7,250 万円、その他が 1 億 1,531 万 8,000 円、一般財源が 9,971 万 2,000 円でございます。

以上、大変簡単でございますが、報告とさせていただきます。

○議長（小原 仁君）以上をもちまして、報告が終わりました。

本件は、報告済みといたします。

◎日程 19 報告第 5 号

○議長（小原 仁君）日程第 19 報告第 5 号 令和 4 年度枝幸町下水道事業会計予算繰越計算書について、ご報告願います。

水道課長。

（水道課長桜井勝浩君 登壇）

○水道課長（桜井勝浩君）議案書 23 ページでございます。

報告第 5 号 令和 4 年度枝幸町下水道事業会計予算繰越計算書について。

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により、令和 4 年度枝幸町下水道事業会計予算の建設改良費の繰越を行ったので、同条第 3 項の規定に基づき報告する。

令和 5 年 6 月 27 日提出 枝幸町長。

24 ページの繰越計算書をご覧ください。繰越事業は 2 事業ございまして、国際情勢による半導体などの資材の入手難により年度内に終了せず、工期が翌年度に渡るためでございます。

1 件目は、1 款公共下水道事業資本的支出、1 項建設改良費の枝幸下水終末処理場機器更新事業で、予算計上額、支払義務発生額及び翌年度繰越額は同額の 1 億 4,322 万円、繰越額の財源の内訳は、国庫補助金が 7,225 万 1,000 円、企業債が 3,430 万円、一般会計出資金が 3,440 万円、損益勘定留保資金が 226 万 9,000 円でございます。

2 件目は、2 款特定環境保全公共下水道事業資本的支出、1 項建設改良費の歌登下水終末処理場、機器更新事業で予算計上額、支払義務発生額及び翌年度繰越額は同額の 418 万円、繰越額の財源内訳は、国庫補助金が 202 万 6,000 円、企業債が 100 万円、一般会計出資金が 90 万円、損益勘定留保資金が 7 万 4,000 円でございます。

合計でございますが、予算計上額、支払い義務発生額および翌年度繰越額は同額の 1 億 4,740 万円、繰越額の財源内訳は、国庫補助金が 7,445 万 7,000 円、企業債が 3,530 万円、一般会計出資金が 3,530 万円、損益勘定留保資金が 234 万 3,000 円でございます。

以上、大変簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○議長（小原 仁君）以上をもちまして、報告が終わりました。

本件は、報告済みといたします。

◎日程 20 報告第 6 号

○議長（小原 仁君）日程第 20 報告第 6 号 寄附採納について報告を願います。

総務課長。

（総務課長神尾尚人君 登壇）

○総務課長（神尾尚人君）議案書 25 ページです。

報告第 6 号 寄附採納について。

寄附採納について、次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 27 日提出 枝幸町長。

初めに 1 番、指定寄附です。

寄付者氏名、枝幸郡枝幸町幸町 7888 番地、枝幸漁業協同組合代表理事組合長桜庭研兒

様、寄付の種類は、冷凍毛ガニ4キロ10尾400キロ、指定内容は、かにまつり用として、寄付年月日は、令和5年5月12日です。

続きまして2番、ふるさと未来応援寄附の令和4年度実績をご報告いたします。

寄付額区分ごとに、まちづくり応援事業が2万7,765件で3億8,345万1,000円、子育て教育応援事業が1万5,205件で、1億9,818万8,000円、福祉医療応援事業が4,420件で、5,973万9,000円、合計では4万7,390件で、6億4,137万8,000円となっております。

以上、内容を説明いたしました。ご寄付いただいた皆様にこの場をお借りして厚くお礼を申し上げ、報告といたします。

○議長（小原 仁君）以上をもちまして、報告が終わりました。

本件は、報告済みといたします。

◎日程21 閉会中の所管事務調査

○議長（小原 仁君）日程第21 閉会中の所管事務調査の実施、実施に係る各委員長報告書並びに監査委員から例月出納検査の報告書が、それぞれ資料配付のとおり、議長宛てに提出されています。また、今定例会以降の閉会中の継続審査の申し出については、各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務調査として、それぞれ議長宛てに提出がありましたので、申し出のとおり決定することすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（小原 仁君）異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査の申し出のとおり決定いたしました。

◎閉会宣言

○議長（小原 仁君）これで本日の日程は全て終了し、本定例会の会議に付された事件は議了をいたしました。

会議の冒頭で申しましたように、新型コロナウイルス感染上が、第9波が少しずつ拡大をしてきているということでございますし、また沖縄あたりでは、医療が逼迫してきているというような情報もあります。

我々も気をつけながら、また、医療現場ではクラスターが危惧されているよというような情報もあります。

それぞれ日常が戻ったとはいえ、お気を付けいただきたいというふうに思います。

また、日本各地で様々な事件事故等がなんか最近非常に多いような気がいたします。これから、安全安心のアンテナを皆さんに伸ばしていただいて、日々の生活、議員活動をしていただきたいというふうに思います。

それでは、これで会議を閉じます。

令和5年第2回枝幸町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労様でした。

（閉会 午後4時08分）